

調査3 一時保護の長期化の実態および要因
に関する調査研究

本調査の概要

【方法】

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に全国の 211 の児童相談所で一時保護が解除された事例のうち一時保護期間が二ヶ月を超えた事例（1 児相あたり最大 5 事例）及び同数の一時保護期間が二ヶ月以内であった事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を依頼した。原則的に、ケース記録の内容を調査票の質問事項に沿ってケースの担当児童福祉司が転記するよう依頼した。調査期間は平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月 25 日であった。こうして得られたデータを、2 つの方法で長期化の要因を分析した。

1) 一時保護期間二ヶ月を基準にアンケート結果を分類して比較（統計的検定を用いる方法）

一時保護期間が二ヶ月を超えたケース（以下、2 ヶ月超過群）と二ヶ月を超えていないケース（以下、2 ヶ月以下群）を比較して、その違いを調べた。その違いが確かなものであるのかどうかについて、統計的検定という方法を用いた（統計的検定については以下の込みを参照下さい）。

2) 自由記述内容の質的分析

「一時保護期間が一ヶ月を超えた理由」および「同二ヶ月を超えた理由」に関する自由記述について、「質的分析」という方法を用いた。

【結果と考察】

2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群の違いを調べた結果、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

質問項目	違いによる検証の結果
男女	差はない
年齢	2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
過去の一時保護歴	差はない
一時保護時に行われた相談	男児：差はない 女児：「養護相談（虐待相談）」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護期間	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の経緯	男児：差はない 女児：「警察からの身柄付き通告」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 「児童相談所長の判断による一時保護」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「その他」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護理由	男児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「短期入所指導のため」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
最初の一時保護場所	差はない
一時保護委託先	「医療機関」への委託：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の場所の変更	変更のあった事例の割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
最後に一時保護されていた場所	差はない
保護者の同意	保護者が一時保護に同意している場合：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 保護者が当初同意しなかったが途中で同意した場合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

一時保護解除後の援助方針	「助言指導」・「継続指導」となったケース：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 施設入所措置・医療へ委託となったケース：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
児童の疾患・障害等の状況	「未熟児、低出生体重児」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「知的障害」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「身体疾患（定期通院が必要なもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の学校や地域における児童の行動、状況	差はない
一時保護前の生活場所	差はない
家族構成	差はない
主たる養育者の心身の状況	主たる養育者に統合失調症があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女兒の場合、主たる養育者に感情障害があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の虐待の有無	「ネグレクト（同居人による虐待の放置以外のもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女兒の場合：「性的虐待」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の家族の状況	「経済的困難」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「ステップファミリー」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「親族・近隣・友人等からの孤立」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「狭いまたは劣悪な住居環境」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「頻繁な転居」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「現在・過去に被虐待児のきょうだいが虐待を受けている」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「精神障害またはその疑いのある家族がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「家族に自殺（未遂）者がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
里親等・施設から保護された事例の状況	差はない

一時保護後の対応経過の比較で、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

項目	違いによる検証の結果
一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの日数	差はない
一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当福祉司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童福祉司による保護者との最初の面接までの日数	差はない
一時保護中の担当福祉司との保護者との面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当心理司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
援助方針に対する児童の同意	差はない
援助方針に対する児童の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の同意	保護者の同意があること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
援助方針に対する保護者の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

一時保護解除後の生活場所を巡る状況で、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

項目	違いによる検証の結果
一時保護解除後の生活場所の変化	変化あり：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例におけるカンファレンス実施	実施した割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 実施回数：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例における関係機関への説明	説明があった：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 関係機関の理解：差はなし
里親等委託および施設入所した事例	里親等への委託打診家庭数：差はなし 複数施設に入所を打診：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

長期化した理由について、自由記載をもとに内容分析をしてわかったのは以下であった。

- ・ 援助方針の決定までの時間、保護者の環境整備にかける時間、施設入所に保護者の同意得るための時間、施設入所の施設側の事由によって必要となる時間、同意を得るための時間の5つの時間が一時保護期間の長期化に関与していると考えられている。
- ・ 2ヶ月超過群では、施設入所等の生活場所の変化に纏わる理由が多く挙げられていた。児童が今後の進路・生活についての不安・戸惑いを感じていること（例：転校、保護者が施設入所を拒否していること等）や児童の疾患や障害に関連した理由（例：児童の入院・通院等の加療に時間を要する等）。
- ・ 保護者が面接や面会を受け入れることに対する困難

以上のように二ヶ月を超える長期化には児童や養育者の特徴や対応プロセスの違いなどが複雑に関係していることが明らかになった。長期化する場合には、虐待状況（ネグレクトや性虐待等の割合が多く、虐待相談をしている）、子どもや親に心身の問題がある、深刻な家族状況（不安定な就労、ステップファミリー、社会的孤立、悪い住環境、頻回な転居、他のきょうだいの虐待被害、家族に精神障害や自殺行動のある人がいる）など子育てに不利な状況を生じていた。保護の開始や対応でも保護者の同意が難しいことが多く、そうしたプロセスも影響して、長期化してしまうことが示唆された。子どものリスク要因の解決をはかり、安全を確実に はかることや、決定プロセスを丁寧に行うという意味では、慎重な判断をすることに意味があり、長期することがすべて問題とは言えないと思われた。その一方で一時保護は本来の安定した生活環境ではないので、一時保護所から次につなぐ環境へのつなぎを行うソーシャルワークの機能を強化すること、時間のかかるリスク要因の改善をはかる長期プランと、とりあえず少しでもよい生活環境を提供する短期プランについて早期にバランスよく判断できるような仕組みが必要であると思われた。

調査 3：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

1. 調査の目的

全国児童相談所では児童虐待などの理由で一時保護を行い、児童の安全を確保したり、状況を調査したりして、その後に家庭復帰や児童福祉施設や里親などの社会的養護に橋渡しをする。その橋渡しをする機能を果たす機関として長くても二ヶ月程度の一時保護期間が想定されているが、実際にはそれ以上長い期間の利用が行われる事例があることが知られている。それぞれの事例の状況があり、単純に長期化がよくないと断ずることはできないと思われるが、本来目指す機能とはことになっており、一時保護という仮の養育環境で長期に過ごすことは児童にとって良くない影響を及ぼす可能性があるといえる。そこで本調査では、一時保護された事例の中で二ヶ月を超えた長期化した群と、二ヶ月以内の本来の保護期間の群を比較して、長期間に保護されることに影響する要因（一時保護時の親子の個体要因及び環境要因）を明らかにすることを目的とする。それによって長期化を防ぎ、一時保護を適切に運用するための指針を得ることを目指す。

2. 調査の方法

1.1. 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が実施する。なお、調査内容の検討、調査結果の分析、まとめについては、調査検討委員会を設置して行った。

2.1. 調査対象

全国 211 の児童相談所

2.2. 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

2.3. 調査内容

一時保護ケースやその対応の現状、特に長期化の実態や要因の調査

2.4. 調査項目

別添した、「調査票 3-A（一時保護解除件数調査）」および「調査票 3-B（一時保護の長期化の実態調査）」を用いた。

2.5. 調査方法

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に全国の児童相談所で一時保護が解除された事例のうち一時保護期間が二ヶ月を超えた事例（1 児相あたり最大 5 事例）及び同数の一時保護期間が二ヶ月以下であった

事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を依頼した。原則的に、ケース記録の内容を調査票の質問事項に沿ってケースの担当児童福祉司が転記するよう依頼した。

2.6. 分析方法

(1) 群間比較による分析

一時保護期間が二ヶ月を超えたケース（以下、2ヶ月超過群）と二ヶ月を超えていないケース（以下、2ヶ月以下群）を比較して、その違いを調べた。その違いが確かなものであるのかどうかについて、統計的検定という方法を用いた（統計的検定については以下の込みを参照下さい）。

★統計的検定の意味や必要性【補足説明】

統計的検定になじみのない方いると思いますので、その意味や必要性を説明します。例えば、AさんとBさんの2人がじゃんけんをして、Aさんが10回中6回勝ったとすると、Aさんの勝率は6割で、Bさんの勝率は4割になる。その場合AさんはBさんよりじゃんけんが強いとっていいかどうかを考えると、10回程度やって2勝多いというようなことは偶然におきることもあるのではっきりしないということになります。しかし、100回じゃんけんをしてAさんが60勝、Bさんが40勝すればAさんの方が勝つということは10回の時よりは確かになります。このような比較を行うときに、その違いが確かかどうかは、単純にその勝率のような割合の数字だけで決まらず、それを行った回数などの条件でも変わっていくものです。統計的検定というのは統計の手法を用いてその違いの確からしさを調べる方法です。「統計的に有意」というのは比較している2つの群の違いが統計のやり方である程度確実であることを示されたということの意味をしています。今回は2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の2つの群でいろいろな質問への回答の違い、例えば男女比や年齢などを統計的検定とで確かめるわけです。統計的検定にもいくつかの方法があり、2つの群の割合(%)などを比べる場合には「 χ^2 乗検定（カイ2ジョウケンテイとよみます）」を使うことが多いです。そして、平均値を比べる時には「t検定（ティーケンテイとよみます）」をつかいます。聞きなれないでしょうが、あくまで統計的検定という違いの確かさを明確にする方法だと考えていただき、「有意」と確かめられた場合は確実な差があったという意味だと考えていただければと思います。」

(2) 自由記述内容の質的分析

「児童および保護者の同意を得るのに一ヶ月以上を要した理由」および「一時保護期間が二ヶ月を超えた理由」に関する自由記述について、「質的分析」という方法を用いた。質的分析は、自由に書かれた記述や発話などの内容についてまとめる方法で、「はい—いいえ」などの決まった回答を書かせてその数を数え上げる量を中心とした「量的分析」と対比されるものである。その内容について類似したテーマや内容を含むものをまとめるなどして、分類を行い、それぞれのまとまったものに名前を付けていく。具体的には、まず各記載内容を対象者・場面・状況など、記載内容のもっとも中心となる語句をとりだしそれを中心に内容を分類した。分類した内容についてもっとも適切と思われる内容づけでラベル付けした。この結果を類似するラベル同志でカ

テグリーとしてとりまとめ、それぞれに名称をつけた。この生成された各カテゴリーについて、さらに類似するカテゴリーごとにカテゴリーグループを作りだした。

3. 調査結果

回収数

調査票 3-A は 200 児相より回答を得た（回収率 94.8%）。調査票 3-B は 181 児相より回答を得た（回収率 85.8%）。回収されたケースは 1326 件であった。1 児相あたりの平均ケース数は 7.3（標準偏差 3.3）だった。

3.1. 全国児童相談所の一時保護解除件数 調査票 3-A

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、各児童相談所が一時保護を解除した事例数を尋ねた。

一時保護解除数	12,400 件
そのうち、一時保護期間が 2 ヶ月を超えた事例数	1,652 件

表 1 に全国における平均値を示し、表 3 に自治体ごとの全体の解除件数と二ヶ月を超えた解除件数を示した。自治体名は示さず二ヶ月を超えた解除件数の割合が高いものから順に番号で示した。

表 1 全国児童相談所における 4 ヶ月間の一時保護解除件数の平均値 (n = 200)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
一時保護解除件数 (全体)	60.2	51.9	1	328	12040
一時保護解除件数 (二ヶ月超)	8.3	10.9	0	73	1652

全国の児童相談所が、調査対象となった 4 か月間に一時保護を解除した件数のうち、二ヶ月を超えて解除した件数の割合は 13.3% だった。児童相談所設置自治体ごとに集計してみると、一時保護解除数、二ヶ月を超えた解除数ともに、自治体間格差が大きい。また、一時保護解除数に対する二ヶ月を超えて解除した件数の割合も、0% から 41.5% までと大きな開きがあった。必ずしも、一時保護解除件数が多い自治体で二ヶ月を超えて解除した件数割合が高いとも、逆に一時保護解除件数が少ない自治体で二ヶ月を超えて解除した件数割合が小さいとも言えなかった。

3.2. 対象となった児童の特徴

(1) 性別 Q1

性別についての無回答が 8 件あったため、有効回答数は 1318 件であった。性別ごとの人数を表 2 に示した。性別にみると、男子が女子を上回った。国勢調査による 2018 年 8 月 1 日現在の 20 歳未満人口に占める男子の人口割合は 51.2% であり、ほぼ人口構成の男女比に近いと言えよう。

表 2 性別の人数

性別	人数	%
男	685	52.0
女	633	48.0
合計	1318	100.0

調査 3

表 3 各自治体における一時保護解除件数に占める二ヶ月超えの解除件数の割合

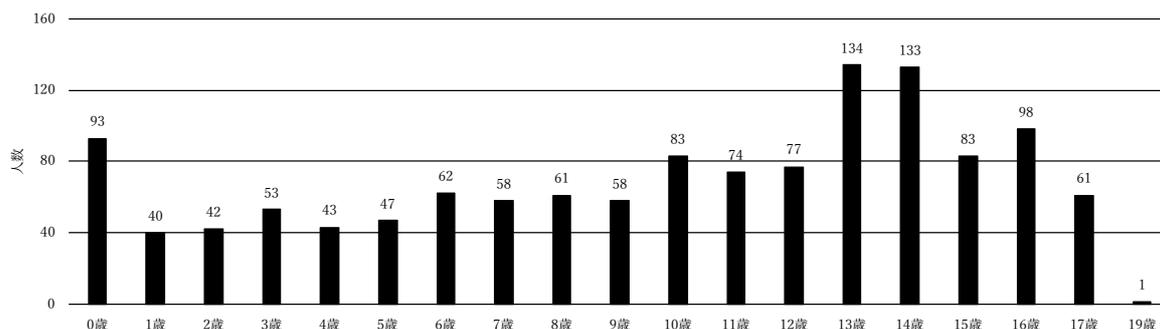
自治体	解除件数	二ヶ月超解除件数	割合	自治体	解除件数	二ヶ月超解除件数	割合
1	41	17	41.50%	31	152	16	10.50%
2	136	42	30.90%	32	108	10	9.30%
3	572	172	30.10%	33	360	33	9.20%
4	26	7	26.90%	34	262	23	8.80%
5	67	17	25.40%	35	112	9	8.00%
6	412	104	25.20%	36	25	2	8.00%
7	814	202	24.80%	37	121	9	7.40%
8	49	11	22.40%	38	298	22	7.40%
9	59	12	20.30%	39	117	8	6.80%
10	328	64	19.50%	40	60	4	6.70%
11	487	91	18.70%	41	289	17	5.90%
12	102	19	18.60%	42	247	14	5.70%
13	153	28	18.30%	43	75	4	5.30%
14	11	2	18.20%	44	346	18	5.20%
15	82	14	17.10%	45	103	5	4.90%
16	65	11	16.90%	46	124	6	4.80%
17	722	120	16.60%	47	106	5	4.70%
18	805	131	16.30%	48	128	6	4.70%
19	157	25	15.90%	49	188	8	4.30%
20	98	14	14.30%	50	72	3	4.20%
21	42	6	14.30%	51	149	6	4.00%
22	140	20	14.30%	52	119	4	3.40%
23	81	11	13.60%	53	94	3	3.20%
24	889	116	13.00%	54	161	5	3.10%
25	323	38	11.80%	55	278	4	1.40%
26	130	15	11.50%	56	84	1	1.20%
27	158	18	11.40%	57	159	0	0.00%
28	118	13	11.00%	58	9	0	0.00%
29	467	50	10.70%				
30	160	17	10.60%	全体	12040	1652	13.70%

(2) 年齢 **Q2**

年齢についての無回答が 25 件あったため、有効回答数は 1301 件であった。

図 2 に各年齢にあたる子ども的人数の分布を示した。平均年齢は 9.6（標準偏差 5.16）歳であり、一番年少の者は 0 歳、一番年長の者は 19 歳であった。年齢分布では、13、14 歳がほぼ同数で最も多く、次に 16 歳、0 歳の順であった。中学生年齢が多く、さまざまな行動上の問題が表れているのではないと思われる。16 歳は中卒後に本人自身の課題や家庭環境上の不適応が増加しているのかもしれない。また、0 歳は家庭が養育上の課題を抱えやすく多くなるものと思われる。

図 1 対象となった児童全体の年齢分布



(3) 対象となった児童の2群への割り当て **Q6 Q1**

回収されたケースを一時保護期間が「二ヶ月を超える」2ヶ月超過群と「二ヶ月を超えない」2ヶ月以下群に分類した。分類は、以下に手順に従った。①一時保護日数62日以上は2ヶ月超過群として群分け、59日以下は2ヶ月以下群として群分け、②60～61日については、各群同数の指示に従ってケースが回答されていると仮定して群分け、③日数が不明な場合は②とQ33への記入の有無を参照した。その結果、一時保護日数が60日であった11ケースのうち2ヶ月超過群となったのが6件、2ヶ月以下群となったのが5件、61日であった14ケースのうち2ヶ月超過群8件、2ヶ月以下群6件となった。表4に群と性別のクロス表を示した。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の間で男女の割合に差はないという結果であった (χ^2 検定による結果)。

表 4 群と性別のクロス表

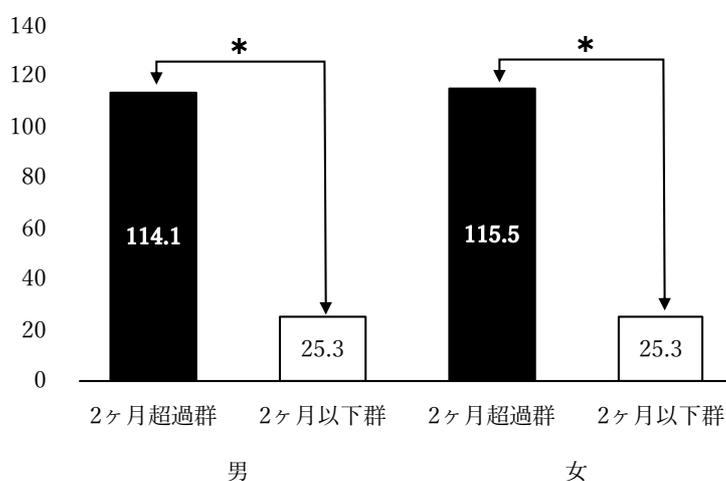
		男	女	不明	合計
2ヶ月超過群	n	340	304	6	650
	%	52.3	46.8	0.9	100.0
2ヶ月以下群	n	345	329	2	676
	%	51.0	48.7	0.3	100.0
合計	n	685	633	8	1326
	%	51.7	47.7	0.6	100.0

割り当てた2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の一時保護期間に差があるかを検証した。一時保護期間の平均値と標準偏差を表5に示した。群間で確かに一時保護期間が異なることが確かめられた(図2)。

表 5 群ごとの平均一時保護期間と標準偏差

	人数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
2ヶ月超過群	629	114.3	75.3	60	616
2ヶ月以下群	663	25.3	17.4	1	61

図 2 一時保護期間の差



*は、t検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目

(4) 性別および群の2要因による年齢の比較 **Q1 Q2**

性別、群別の年齢分布を図3に示した。表6は性別と群別に平均年齢と標準偏差を示したものである。女兒は男児よりも年齢が高く、2ヶ月超過群は2ヶ月以下群よりも年齢が低かった(図4)。

表 6 性別および群ごとの平均年齢と標準偏差

群分け		平均値	標準偏差	人数
2ヶ月超過群	男	8.7	5.23	335
	女	10.1	5.17	298
	全体	9.3	5.25	633
2ヶ月以下群	男	9.3	4.94	340
	女	10.5	5.13	322
	全体	9.9	5.07	662
全体	男	9.0	5.10	675
	女	10.3	5.15	620
	全体	9.6	5.16	1295

図 3.1 群別の年齢分布 (男)

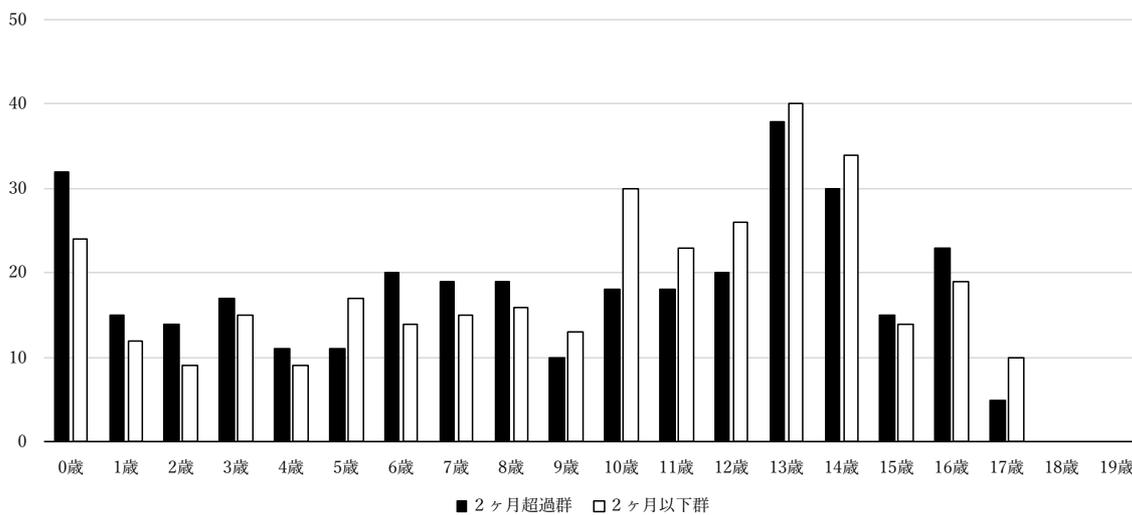


図 3.2 群別の年齢分布 (女)

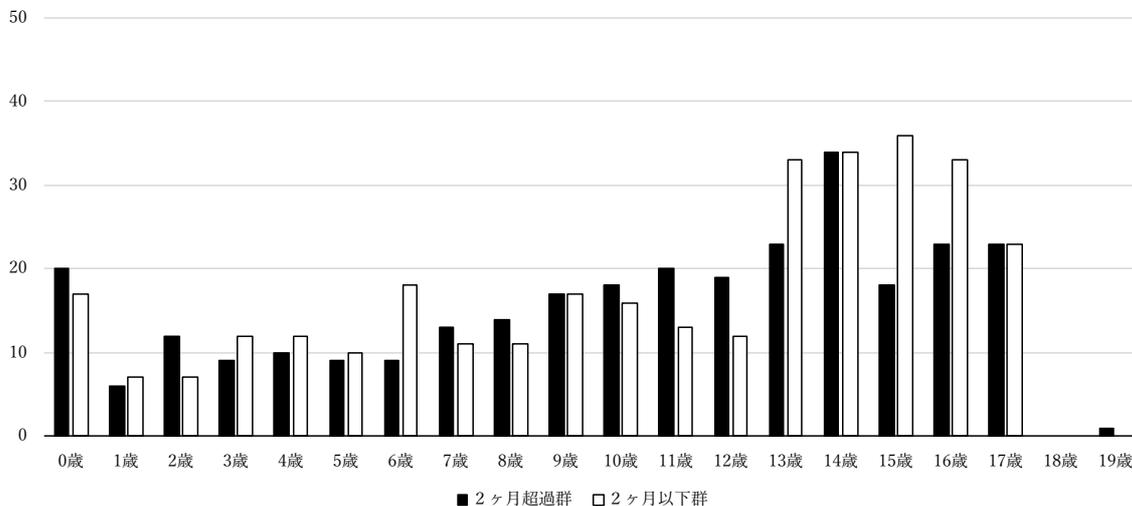
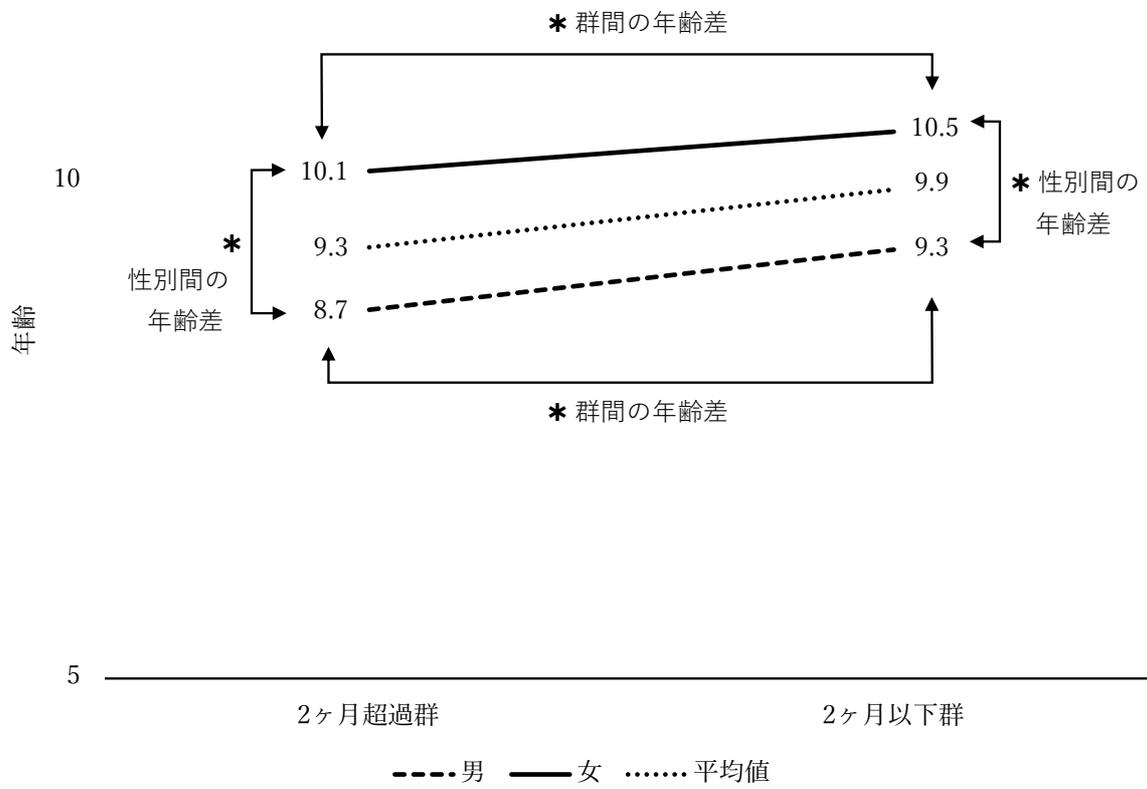


図 4 平均年齢の差



5

* は、分散分析で有意差「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照) が見られた項目

調査 3

3.3. 群間比較

ここでは一時保護期間が 2 ヶ月超過群の特徴を明らかにするために、質問項目ごとに 2 ヶ月以下群と比較した。「群」と言った場合は、2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群を指す。性別ごとに検証を行った場合は、() 内に性別を付した。

(A) 2 群における事例の特徴の比較

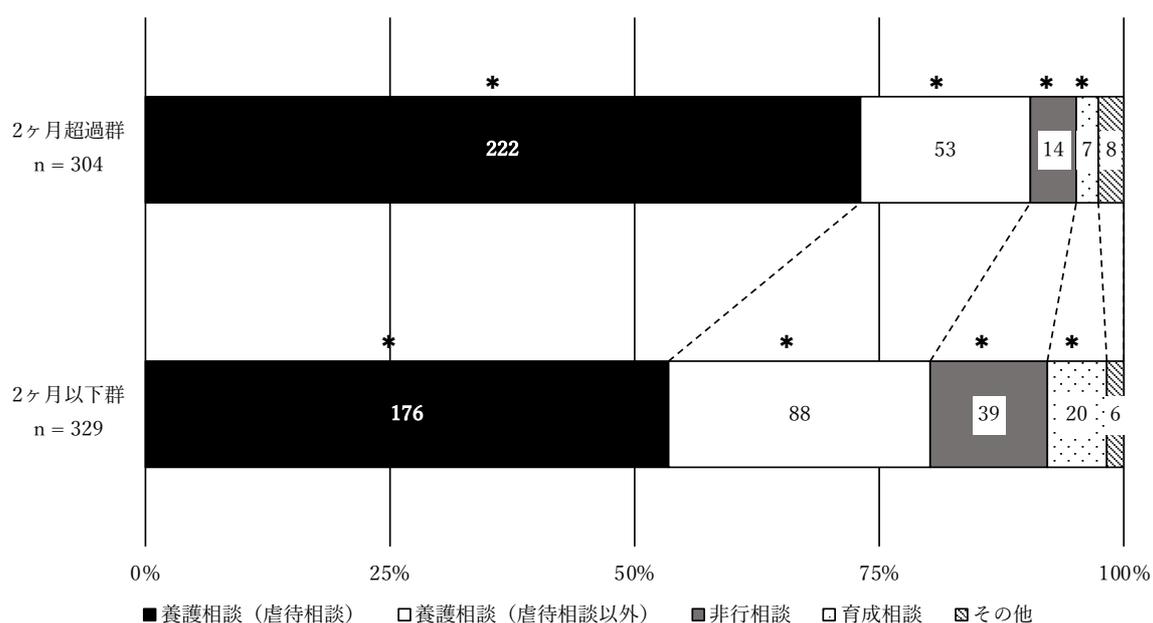
質問項目	違いによる検証の結果
男女	差はない
年齢	2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
過去の一時保護歴	差はない
一時保護時に行われた相談	男児：差はない 女児：「養護相談（虐待相談）」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護期間	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の経緯	男児：差はない 女児：「警察からの身柄付き通告」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 「児童相談所長の判断による一時保護」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「その他」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護理由	男児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「短期入所指導のため」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
最初の一時保護場所	差はない
一時保護委託先	「医療機関」への委託：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の場所の変更	変更のあった事例の割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
最後に一時保護されていた場所	差はない
保護者の同意	保護者が一時保護に同意している場合：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 保護者が当初同意してなかったが途中で同意した場合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護解除後の援助方針	「助言指導」・「継続指導」となったケース：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 施設入所措置・医療へ委託となったケース：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
児童の疾患・障害等の状況	「未熟児、低出生体重児」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「知的障害」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「身体疾患（定期通院が必要なもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の学校や地域における児童の行動、状況	差はない
一時保護前の生活場所	差はない
家族構成	差はない
主たる養育者の心身の状況	主たる養育者に統合失調症があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児の場合、主たる養育者に感情障害があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の虐待の有無	「ネグレクト（同居人による虐待の放置以外のもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児の場合：「性的虐待」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の家族の状況	「経済的困難」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「ステップファミリー」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「親族・近隣・友人等からの孤立」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「狭いまたは劣悪な住居環境」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「頻繁な転居」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「現在・過去に被虐待児のきょうだいが虐待を受けている」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「精神障害またはその疑いのある家族がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「家族に自殺（未遂）者がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
里親等・施設から保護された事例の状況	差はない
この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。	

以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(1) 相談種別 (女) Q4

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で相談種別に差があるか検証したところ明らかな違いが見られた(図5)。女子では一時保護時の相談種別が虐待相談であると一時保護期間が二ヶ月を超える傾向があり、養護相談・育成相談・非行相談では二ヶ月を超えない傾向がある。虐待相談によって一時保護された女兒では長期化が見られていると言える。男子では有意差はなく、こうした傾向は見られなかった。

図5 一時保護時の相談種別 (女)

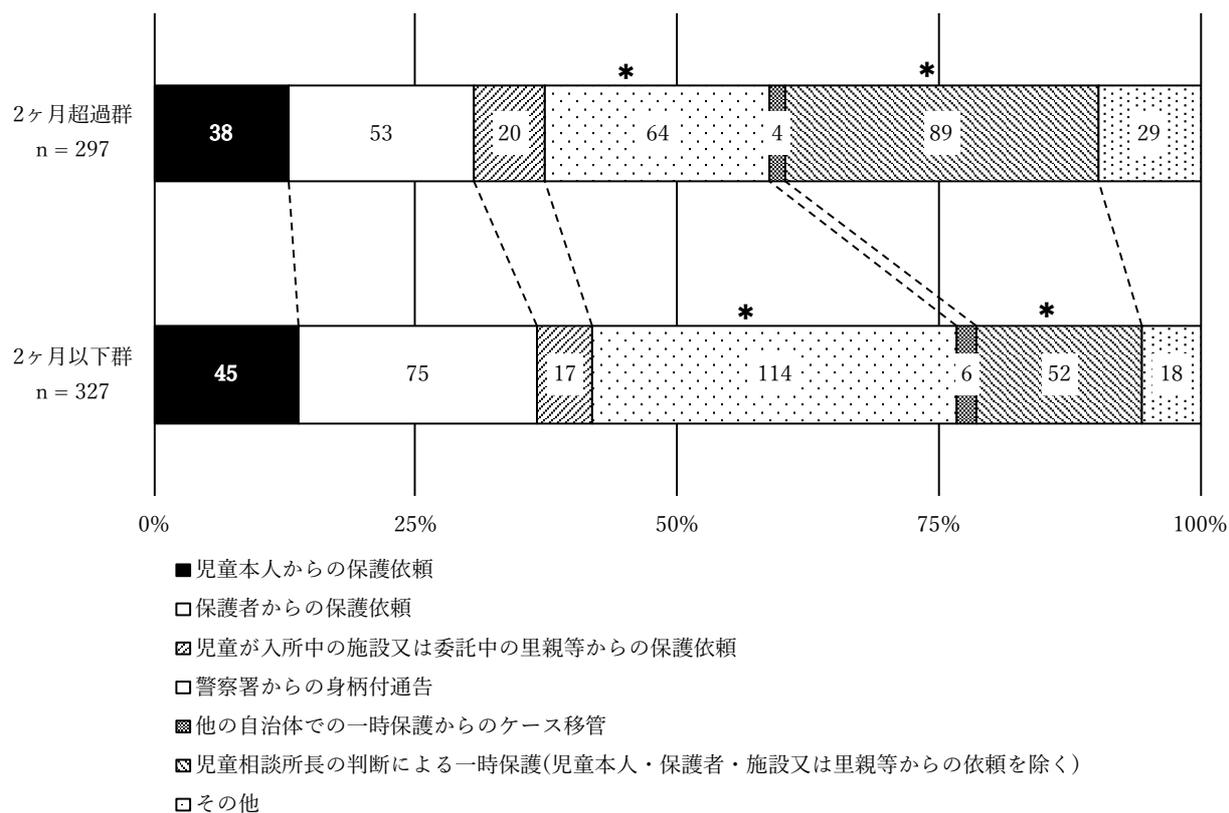


*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(2) 一時保護の経緯 (女) Q7

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護の経緯に差があるか検証したところ明らかな違いが見られた(図6)。警察署からの身柄付通告で保護された女兒ケースでは一時保護期間が2ヶ月を超える傾向にある。また、保護依頼によって一時保護されたケースでは一時保護期間が2ヶ月を超えることと関係は見られなかったが、児童相談所長の判断による一時保護では一時保護期間が2ヶ月を超える傾向にあった。

図 6 一時保護の経緯 女



*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(3) 一時保護理由 Q8

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護理由に差があるかを検証した。結果を図7に示した。男児の一時保護の理由が「子どもの安全確保のため」や「調査を必要としたため」であると、一時保護期間が2ヶ月を超える傾向がある。女兒は、男児と同様の傾向に加えて、短期入所指導が保護理由であると、保護期間は2ヶ月を超えない傾向も見られた。

図 7.1 一時保護理由（男）

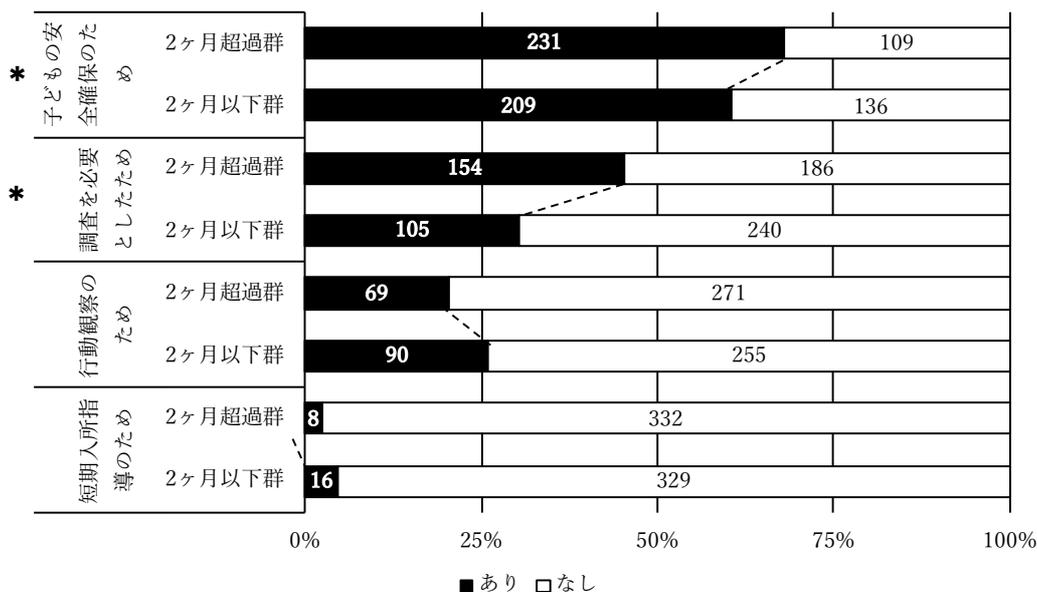
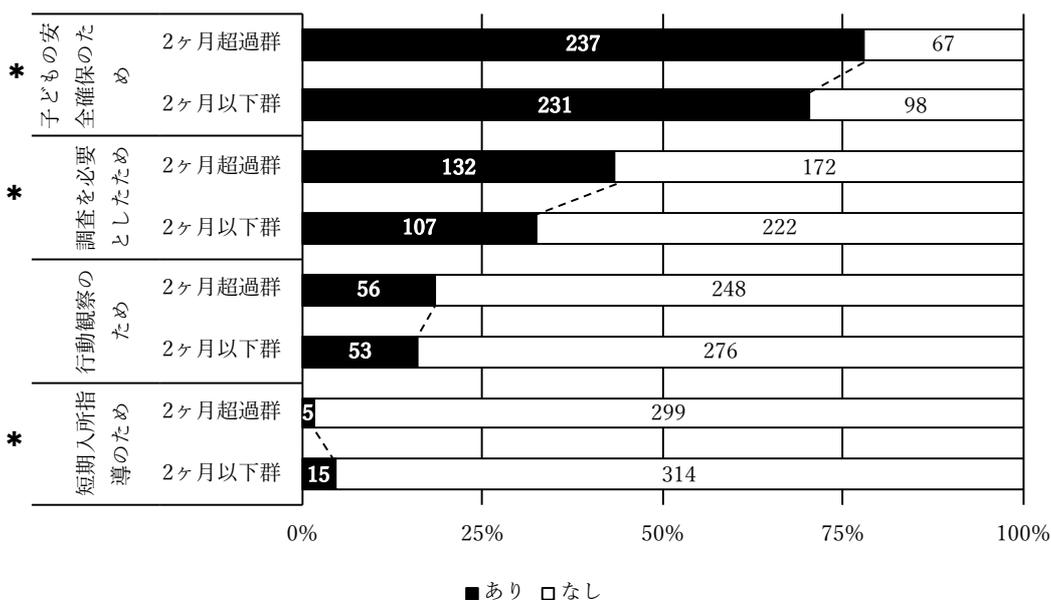


図 7.2 一時保護理由（女）

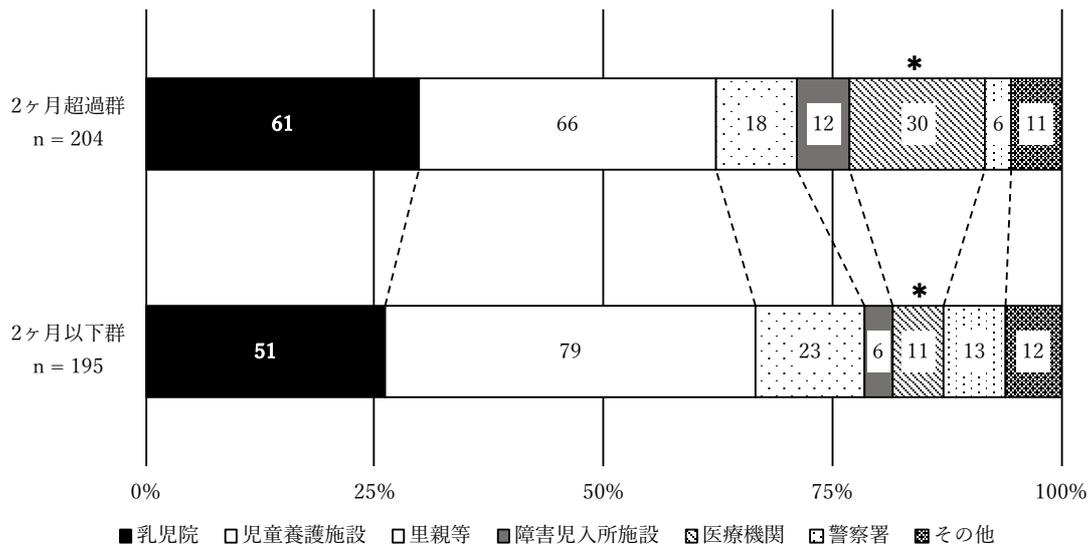


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(4) 一時保護委託先 Q9

Q9-1 が「3. 一時保護委託先」であったケースについて検証した。自立支援施設と児童心理治療施設は、セル数が4以下だったためその他と合わせた。有効回答数は、399 ケースだった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護委託先に違いがあるか検証した結果を図8に示した。一時保護委託される際に、医療機関が選ばれているケースは、その後の一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。

図8 一時保護委託先

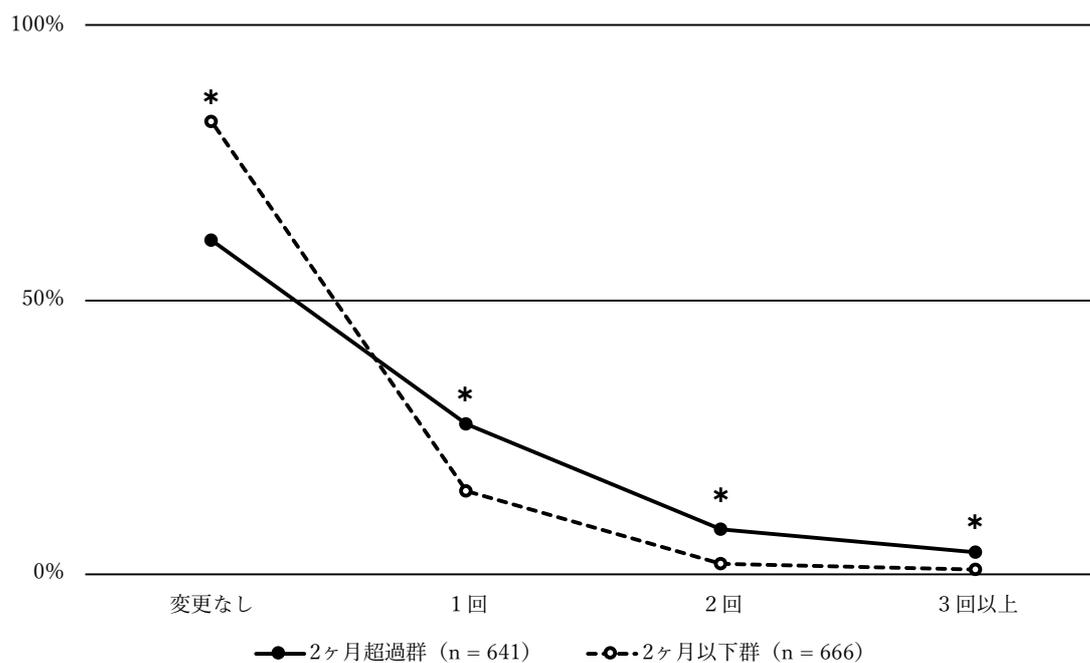


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(5) 保護先の変更回数 Q10

Q10-1 と 10-2 を合わせて分析を行なった。具体的には、10-1 において一時保護先の変更なしと回答した場合、10-2 を「0」として分析した。性差が認められなかったため合わせて分析した。有効回答数は、1301 ケースだった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護先の変更回数に違いがあるか検証した結果を図9に示した。一時保護場所が1度以上変更したケースの場合、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。

図9 群別の一時保護場所変更回数の割合

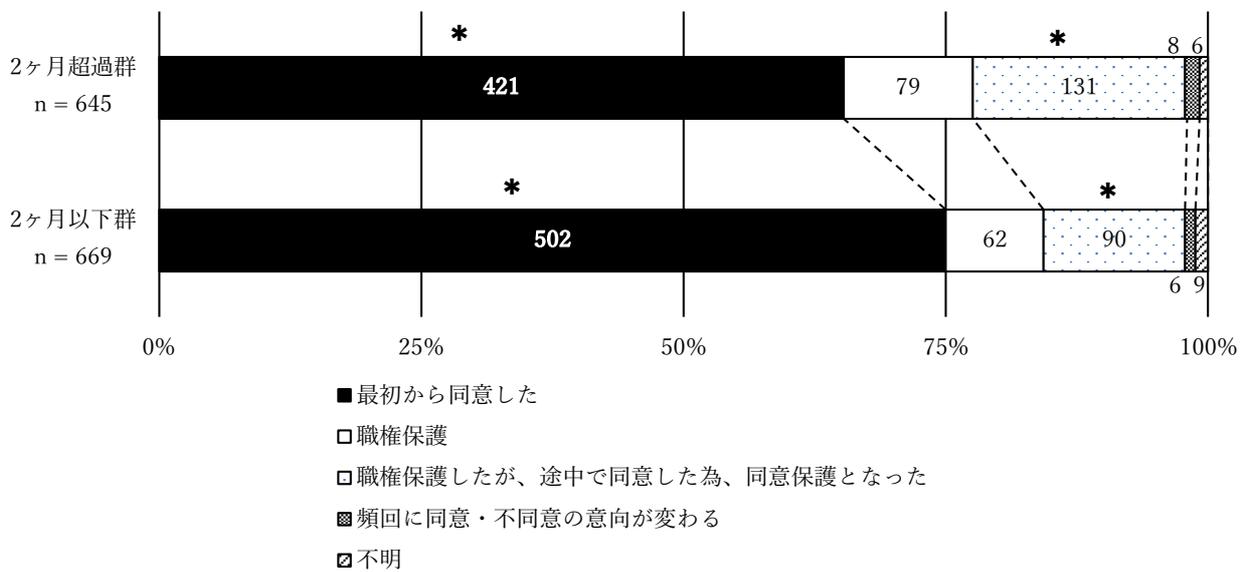


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(6) 保護者の同意 Q11

「同意したが、途中でひるがえした為、職権保護となった」が5サンプルと少なかつたため、「職権保護」へ統合した。性別に有意差がなかつたため合わせて分析した。結果的に有効回答数は、1314 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者の同意に違いがあるか検証した結果を図10に示した。ケースワークの当初より保護者が一時保護に同意している場合、一時保護期間が二ヶ月を超えない傾向がある。一方で、当初同意していなかつた保護者が途中から同意するようなケースでは、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。一貫して不同意のケースでは、一時保護期間の長期化との間に関係は見られなかつた。

図10 一時保護に対する保護者の同意

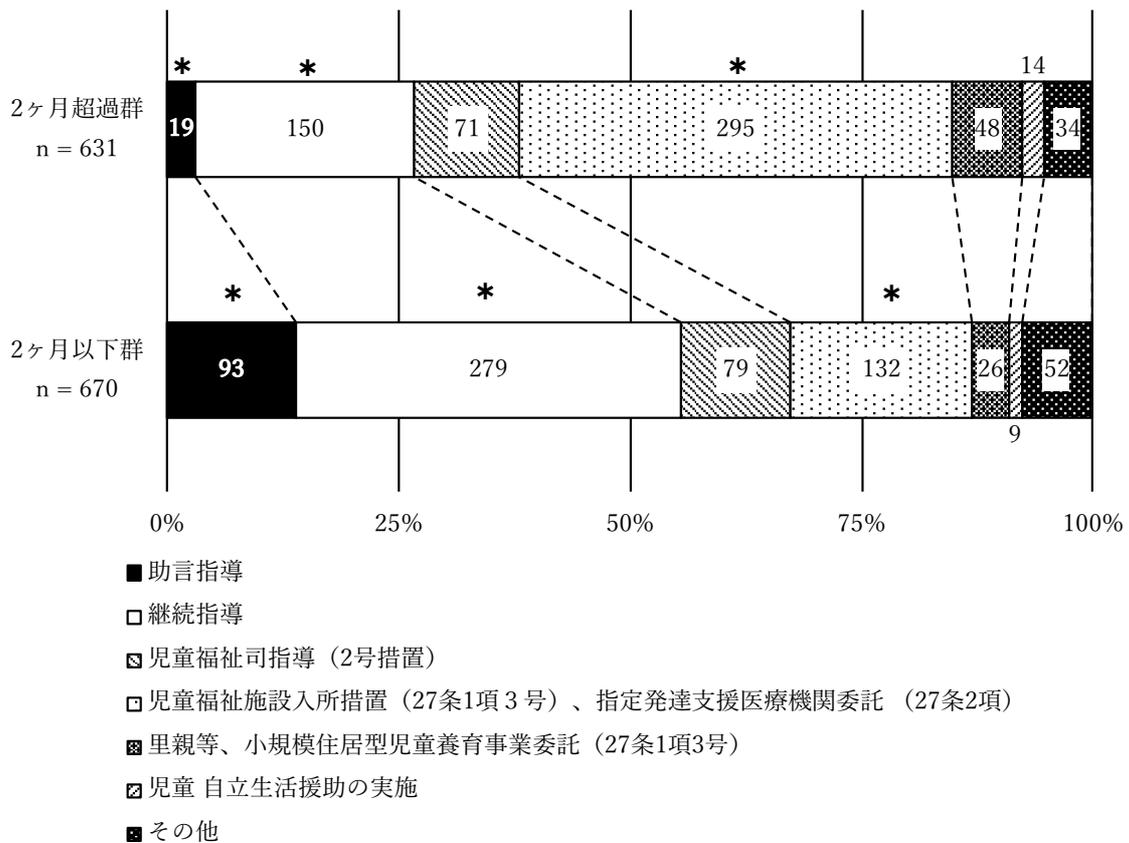


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(7) 一時保護解除後の援助方針 Q12

有効回答数は、1301 ケース（2ヶ月超過群 631、2ヶ月以下群 670）だった。今回の検証では、人数が少なかったため一時保護解除後の援助方針のいくつかを「その他」にまとめている。その上で、2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護委託先に違いがあるか検証した結果を図 11 に示した。助言指導や継続指導となったケースでは一時保護期間が2ヶ月を超えていない傾向があった。一方で、施設入所や医療へと委託したケースでは2ヶ月を超えている傾向があった。

図 11 一時保護解除時の援助方針

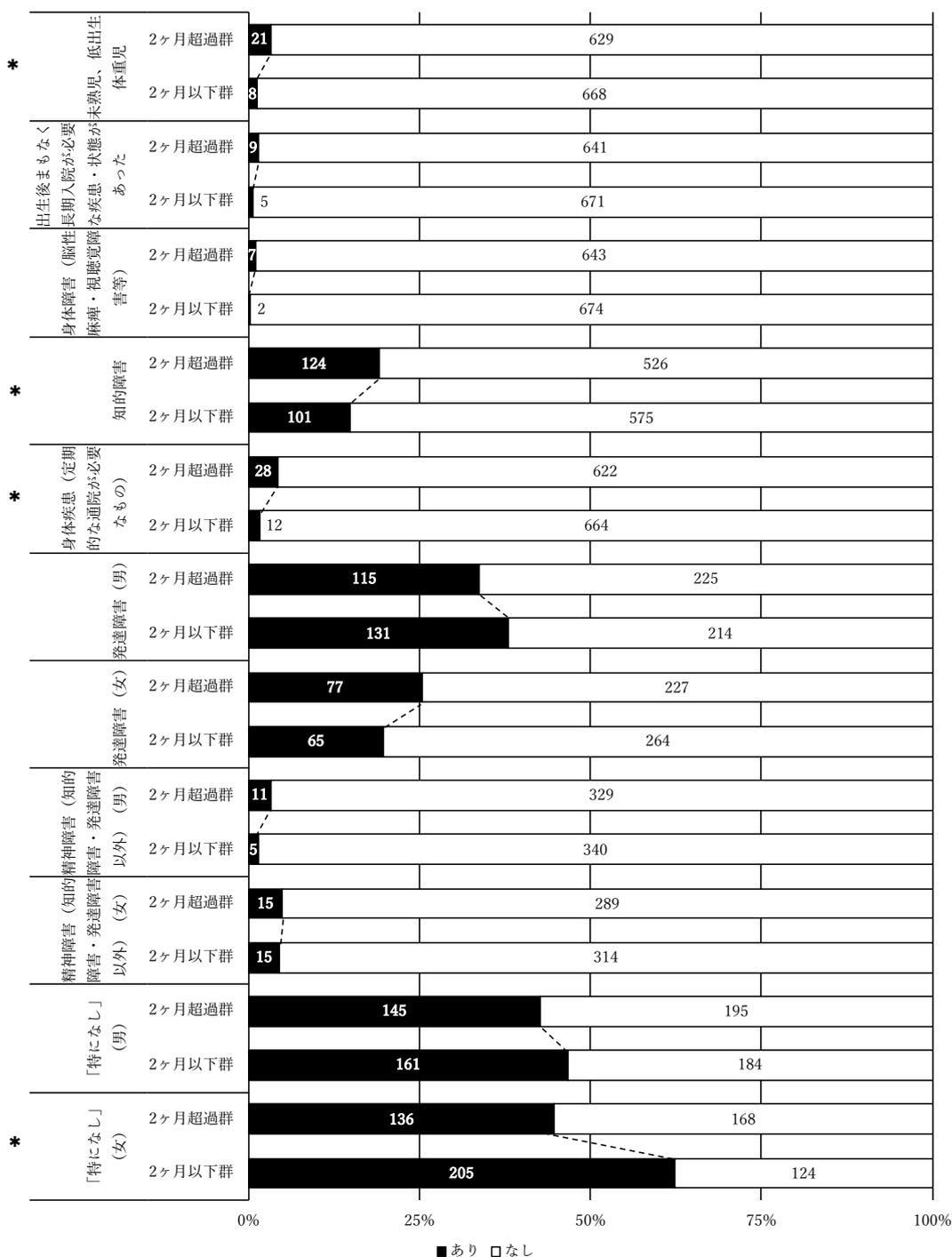


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(8) 一時保護された児童の疾患・障害等の状況 Q13

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護された児童の疾患・障害等の状況に違いがあるか検証した結果を図12に示した。児童の疾患・障害等の状況で、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にあるのは、「未熟児、低出生体重児」「知的障害」「定期通院が必要な身体疾患」であった。こうした疾患・障害が二ヶ月を超える理由については、本調査からはわからなかった。

図 12 一時保護された児童の疾患・障害等の状況

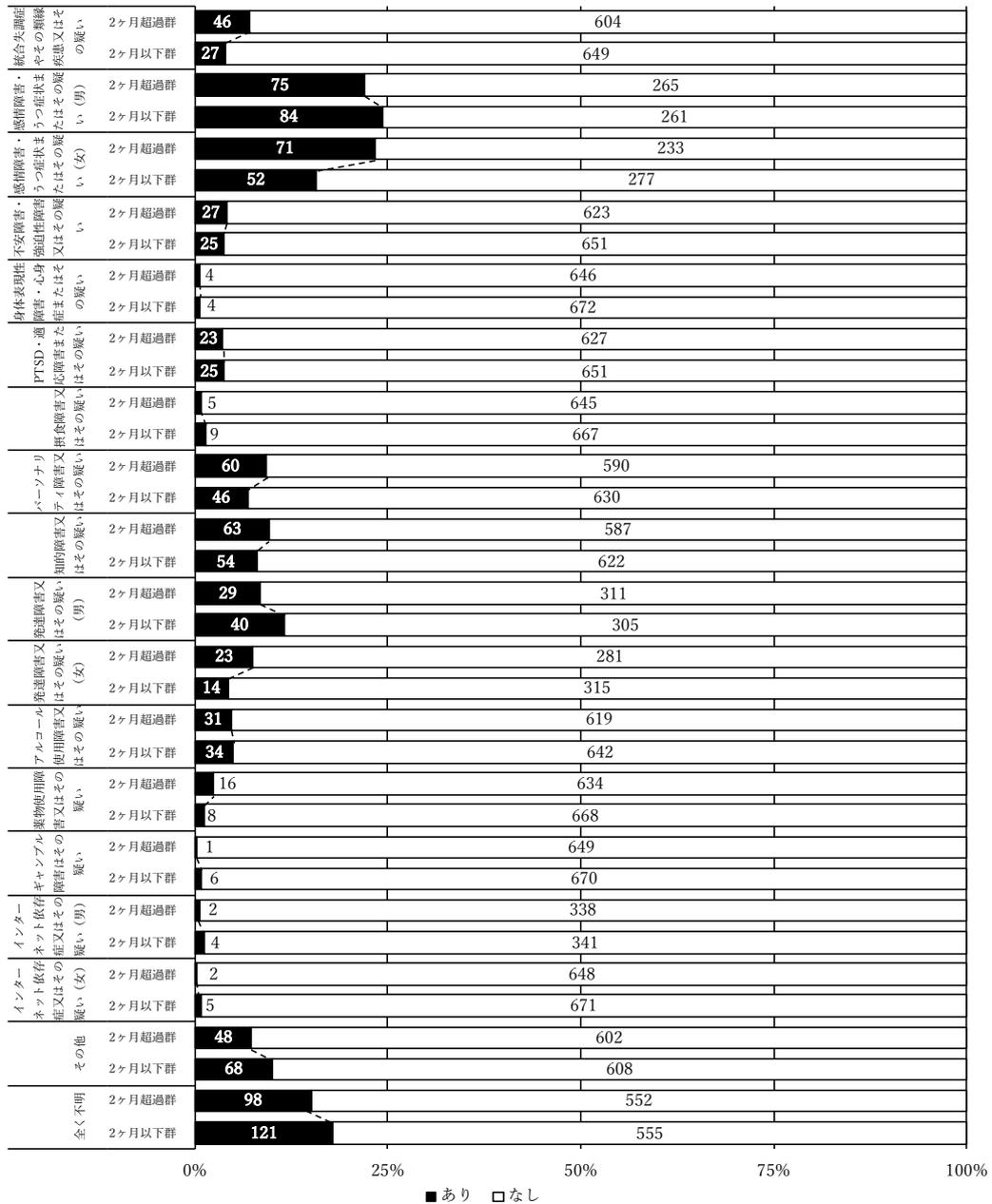


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(9) 主たる養育者の心身の状況 Q18

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で主たる養育者の心身の状況に違いがあるか検証した結果を図13に示した。主たる養育者の方に「統合失調症やその類縁疾患又はその疑い」および「感情障害・うつ症状またはその疑い(女)」が見られることは、子どもの一時保護期間が二ヶ月を超えるという状態と関係していることが示された。これは、因果関係があることを意味してはいない。むしろ、こうした精神疾患を持ちながら子育てをする養育者に対する社会的支援の不足や児童福祉を専門とする児相職員による支援の限界が現れているのかもしれない。そうした場合、地域での支援体制の強化、大人の精神疾患を専門とする機関による児相の後方支援が必要であると考えられる。

図13 養育者の心身の状況

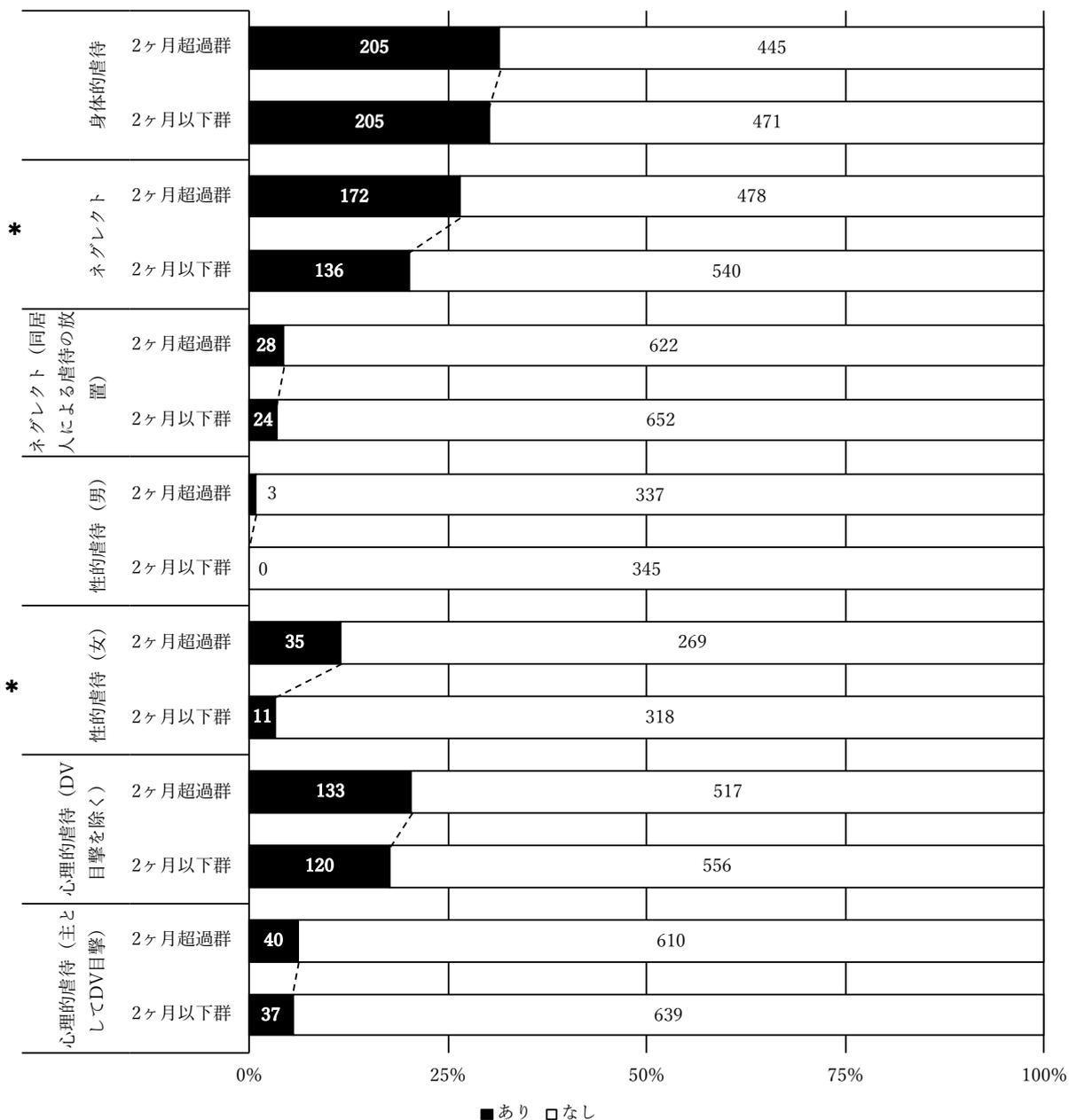


*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(10) 保護者から当該児童への行為 Q19

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者から当該児童への行為に違いがあるか検証した結果を図14に示した。経過中にネグレクトや女児における性的虐待が見られるケースは、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向がある。

図14 保護者から当該児童への行為

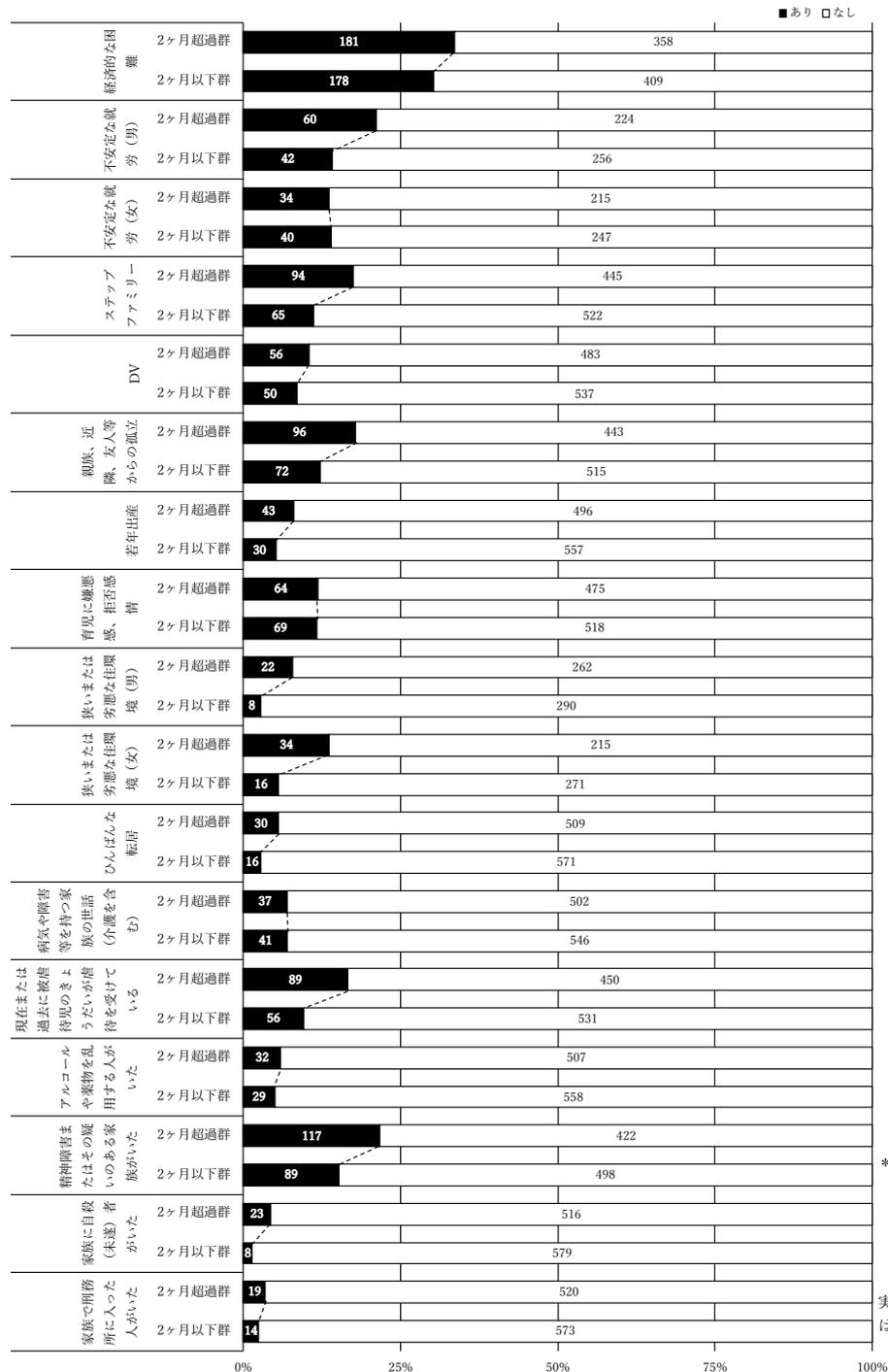


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(11) 一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況 Q20

有効回答数は、1126 ケース（男 582、女 536）だった。Q15 において、「1.保護者宅」もしくは「2.親族・知人宅」を選択したケースについて分析した。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況に違いがあるか検証した結果を図 15 に示した（有意差のなかった項目の一部は載せていない）。今回調査を行った家庭・家族が抱えていた状況では、7つの状況が、一時保護の長期化と関係が見られた。7つの状況は統一性があるというよりは多様である。つまり、一時保護期間が二ヶ月を超えるということは、特定の状況ではなく、いくつかの家族状況が複合して関連していることが示唆される。

図 15 一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(B) 2群における一時保護所に入った後の対応の比較

項目	違いによる検証の結果
一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの日数	差はない
一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当福祉司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童福祉司による保護者との最初の面接までの日数	差はない
一時保護中の担当福祉司との保護者との面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当心理司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
援助方針に対する児童の同意	差はない
援助方針に対する児童の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の同意	保護者の同意があること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
援助方針に対する保護者の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。

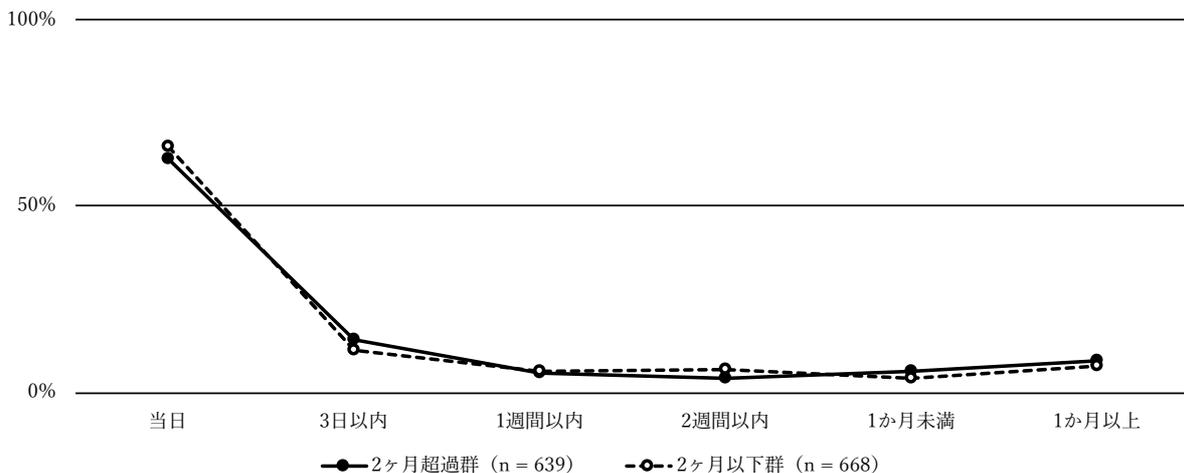
以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(12) 一時保護後の対応経過—経過日数と面接回数 Q23

① 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数 Q23-1

有効回答数は 1307 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数に違いがあるか検証した結果を図 16 に示した。群によって一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数が異なるとは言えなかった。

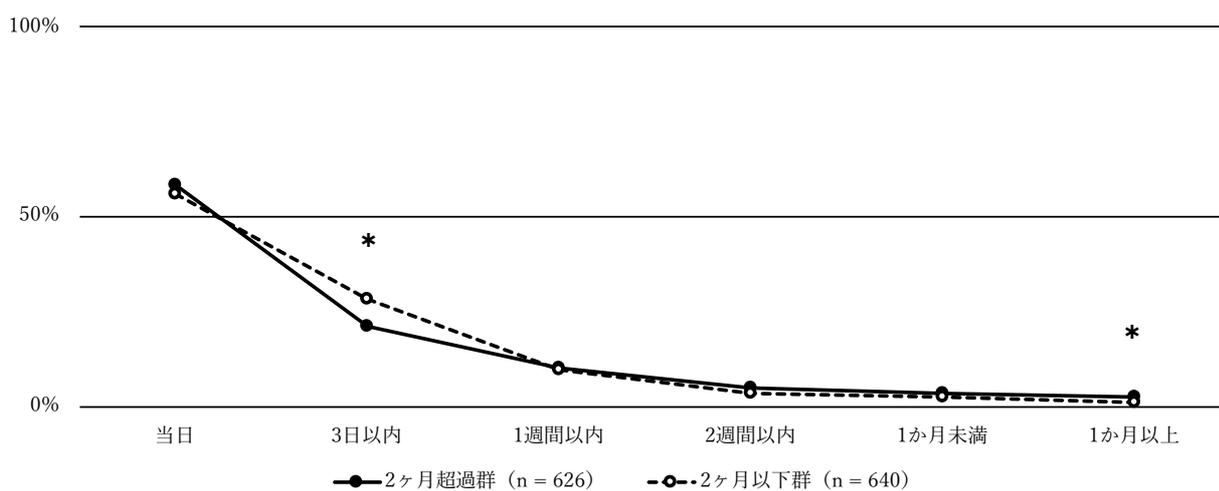
図 16 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数



② 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数 Q23-2

有効回答数は、1266 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図17に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数が「3日以内」であることが少なく、「一ヶ月以上」であることが多くなる傾向が強い。

図17 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数



* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

調査 3

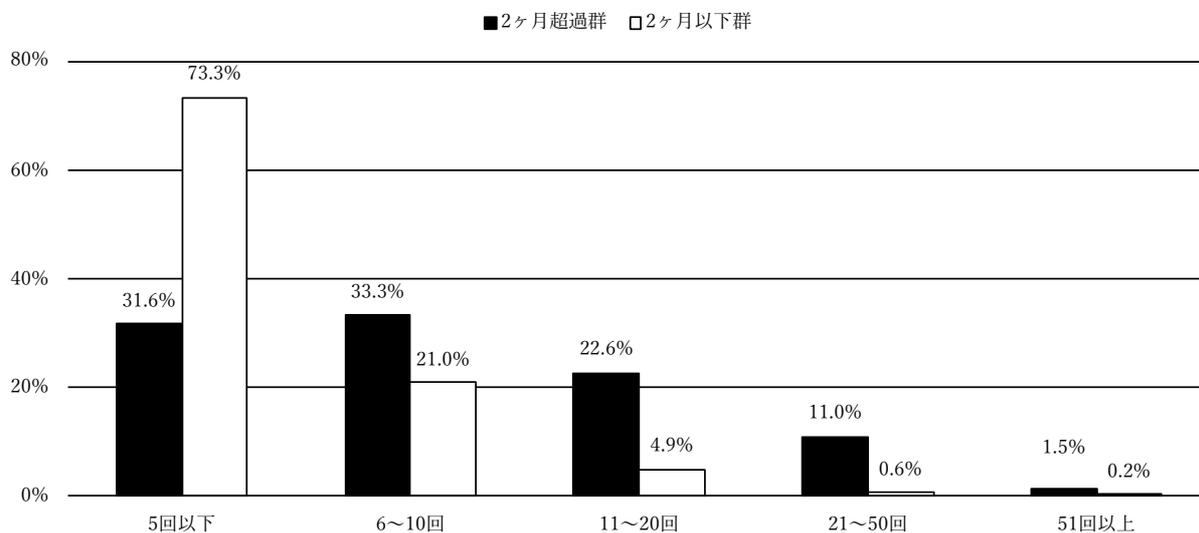
③ 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数 Q23-3

有効回答数は 1259 だった。一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数について各群の平均および標準偏差を表 7 に示した。両群の平均面接回数の差は有意であった。回数の分布を図 18 に示した。5 回までは二ヶ月未満の児童の割合が高く、面会が順調に進んでいることが推察できる。二ヶ月を超えるケースは、10 回から 20 回以上、面接を重ねるための時間にあてていることがこの調査では顕著となっていた。

表 7 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数の平均と標準偏差

	人数	平均値	標準偏差
2ヶ月超過群	610	11.76	15.104
2ヶ月以下群	649	4.48	4.539

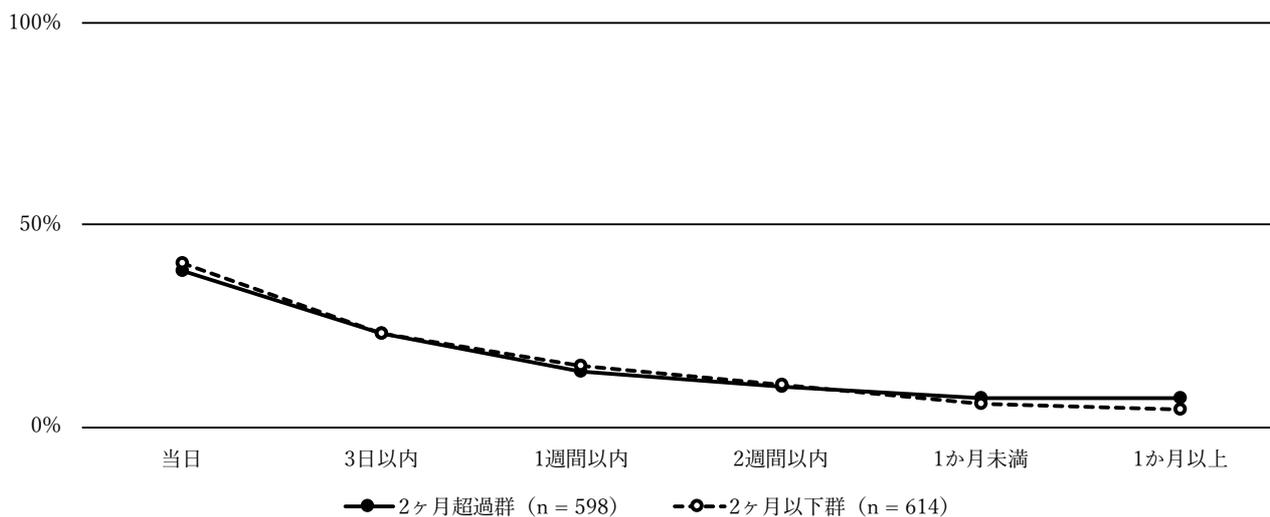
図 18 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数



④ 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数 Q23-4

有効回答数は、1212 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図 19 に示した。群によって一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数が異なるとは言えなかった。

図 19 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数



⑤ 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数 Q23-5

有効回答数は、1265 だった。群別の面接回数の分布を図 20 に示した。一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数について各群の平均および標準偏差を表 8 に示した。2 ヶ月以下群より 2 ヶ月超過群で面接回数に差があるか検証してしたところ 2 ヶ月超過群の方が一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数が多かった (図 21)。面接回数 0 回から 3 回までは、二ヶ月未満のケースが多く、5 回を境として二ヶ月超えケースの保護者との接触回数割合が圧倒的に多くなっていた。尚、保護者との初回面接までの日数には有意な差は見られなかった。

表 8 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数の平均値

	人数	平均値	標準偏差
2 ヶ月超過群	608	6.6	5.09
2 ヶ月以下群	657	3.2	2.47

図 20 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数

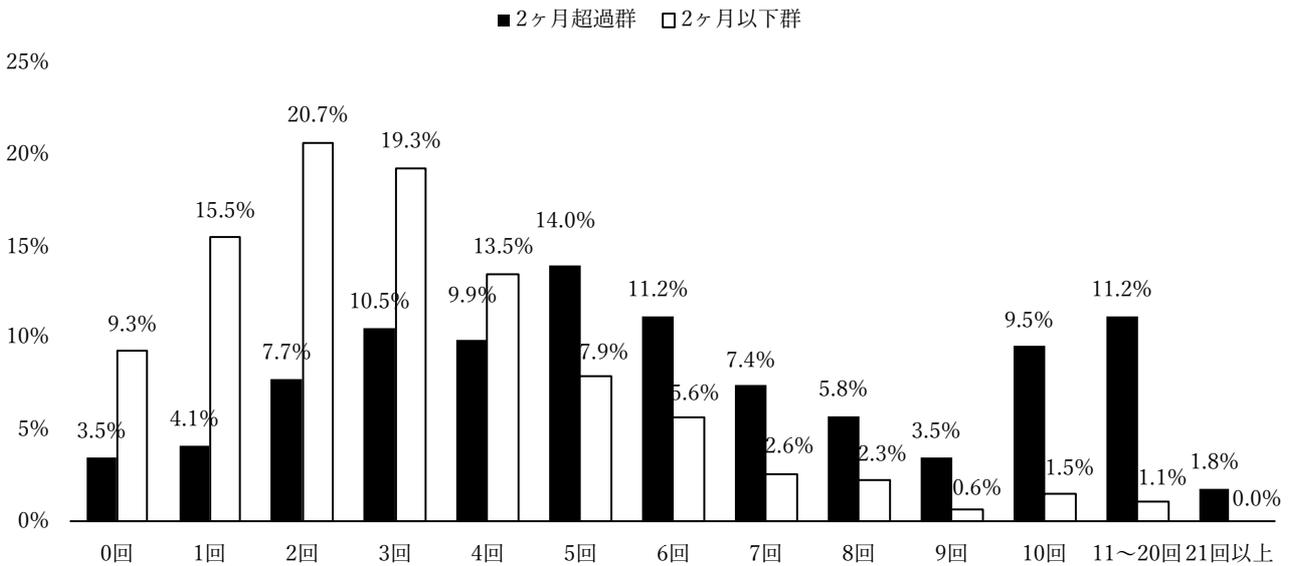
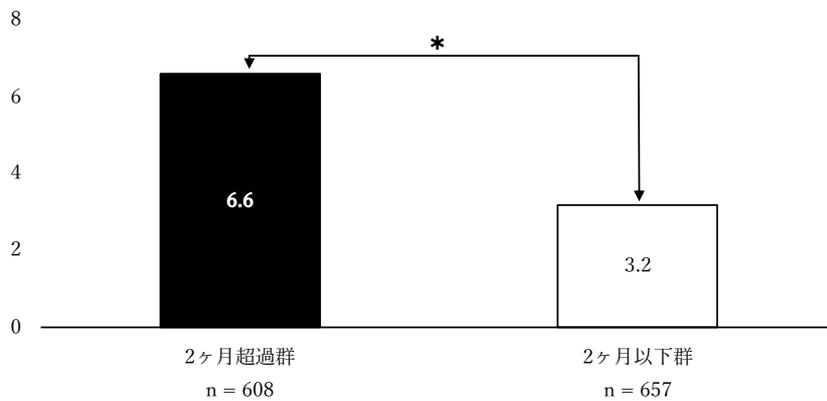


図 21 児童相談所職員と保護者との平均面接回数

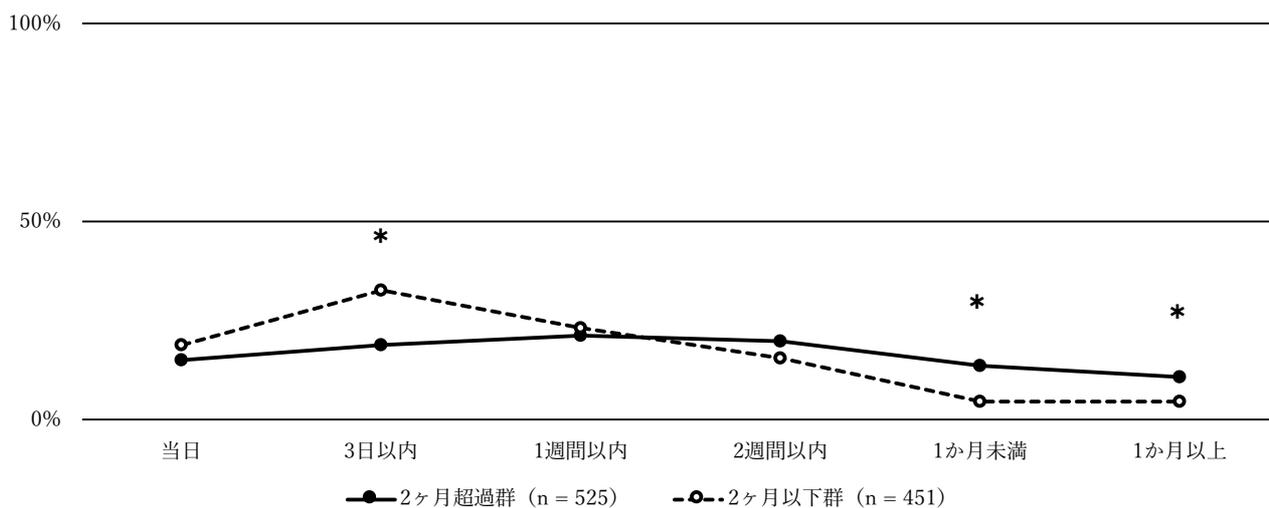


* は、t 検定で有意差 (「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照) が見られた項目

⑥ 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数 Q23-6

有効回答数は、976 だった。2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群で一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図 22 に示した。2 ヶ月以下群よりも 2 ヶ月超過群の方が一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数が「3 日以内」であることが少なく、「1 ヶ月未満」「1 ヶ月以上」であることが多くなる傾向が強い。

図 22 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数



* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

調査 3

⑦ 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数 Q23-7

有効回答数は、1202 だった。図 23 に一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数の分布を示した。表 9 には各群の平均および標準偏差を示した。両群の一時保護期間平均値には、有意な差があった。従って、2 ヶ月以下群より 2 ヶ月超過群の方が一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数が多いと言える。

図 23 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数

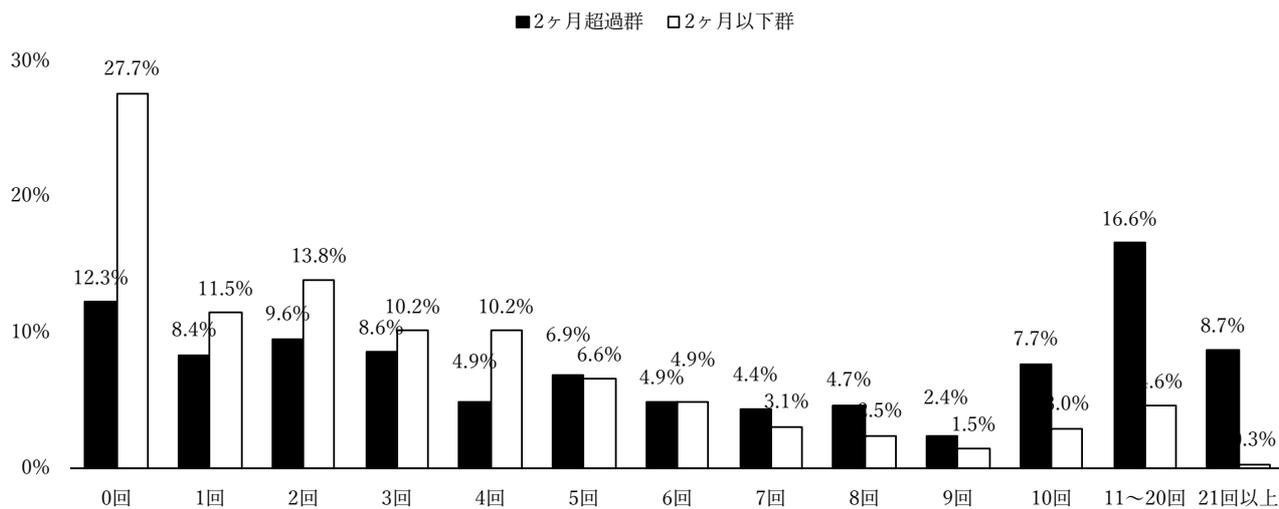


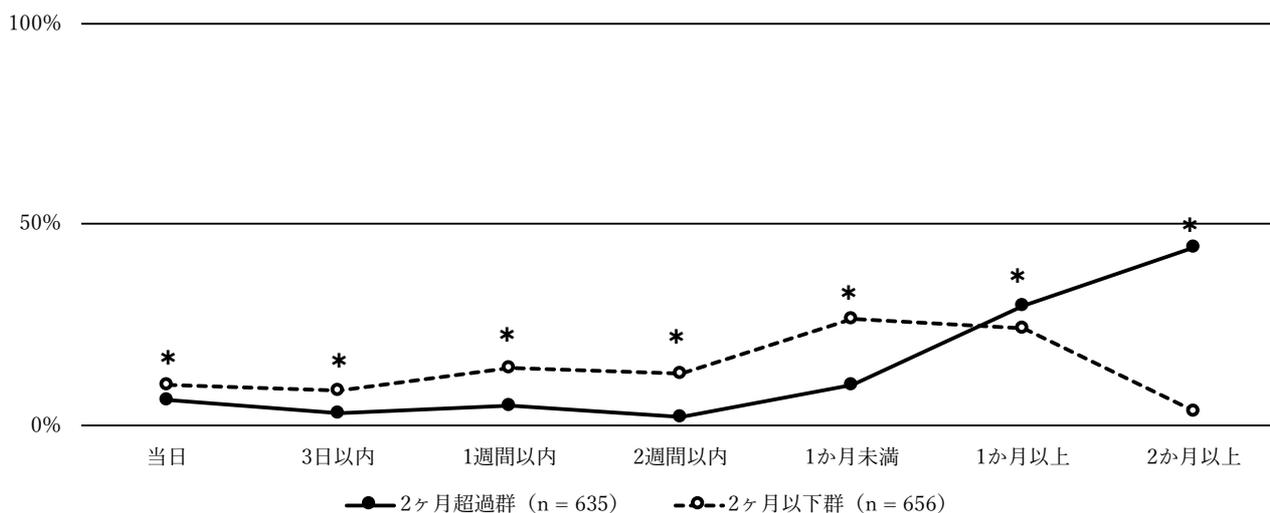
表 9 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数のグループ統計量

	人数	平均値	標準偏差
2ヶ月超過群	595	8.68	11.395
2ヶ月以下群	607	3.31	3.880

⑧ 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数 Q23-8

有効回答数は、1291 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数に違いがあるか検証した結果を図24に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数が一ヶ月未満であることが少なく、一ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図24 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数

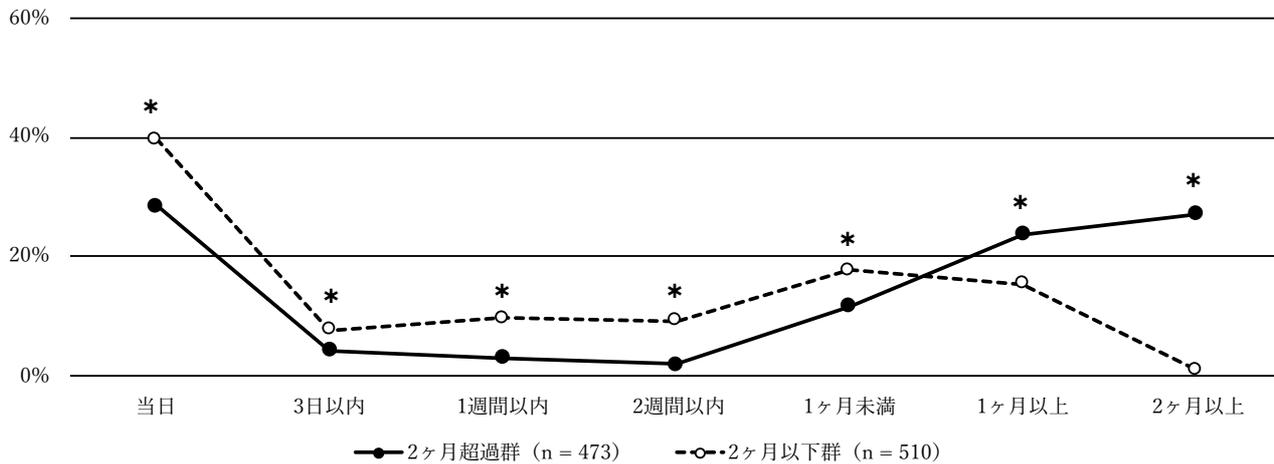


* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(13) 当該児童の同意に要した期間 Q24-2

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で当該児童の同意に要した期間に違いがあるか検証した結果を図25に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が援助方針に対する当該児童の同意が得られるまでの日数が1ヶ月未満であることが少なく、1ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図 25 児童の同意が得られるまでの期間

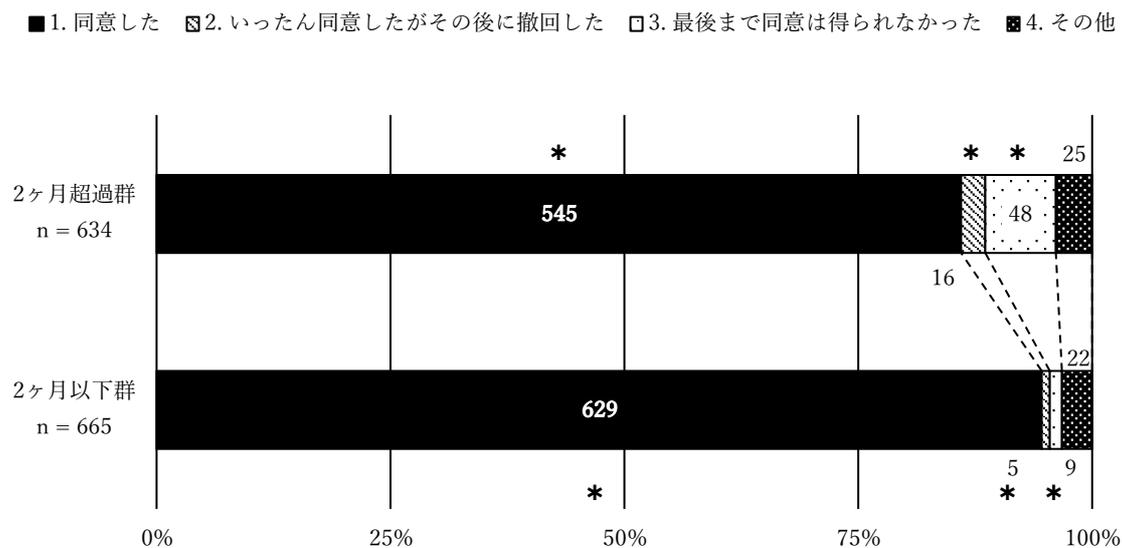


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(14) 保護者の同意 Q25-1

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者の同意に違いがあるか検証した結果を図26に示した。同意が得られていると一時保護期間は長期化しない傾向があり、同意の撤回や不同意は一時保護期間を長期化する傾向があると言える。

図26 保護者の同意について

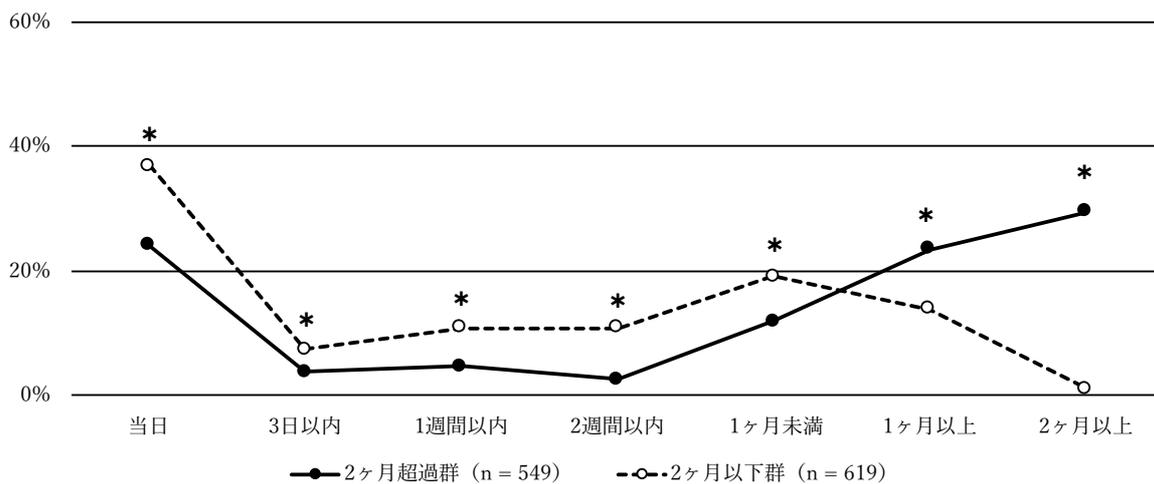


* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(15) 援助方針に対する保護者の同意に要した期間 Q25-2

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で援助方針に対する保護者の同意に要した期間に違いがあるか検証した結果を図27に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が援助方針に対する当該児童の同意が得られるまでの日数が1ヶ月未満であることが少なく、1ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図 27 保護者の同意が得られるまでの期間



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照）が見られた項目

(C) 2群における一時保護解除後の生活場所をめぐる状況の比較

項目	違いによる検証の結果
一時保護解除後の生活場所の変化	変化あり：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例におけるカンファレンス実施	実施した割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 実施回数：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例における関係機関への説明	説明があった：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 関係機関の理解：差はなし
里親等委託および施設入所した事例	里親等への委託打診家庭数：差はなし 複数施設に入所を打診：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

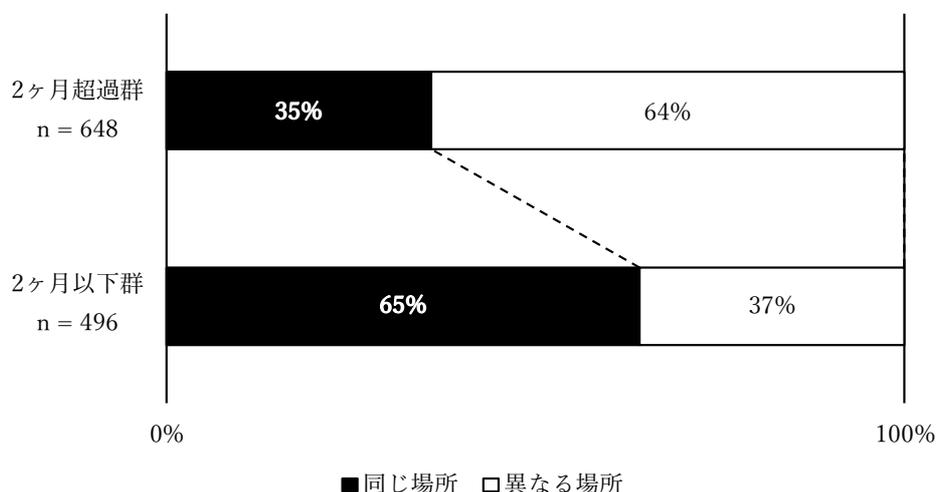
この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。

以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(16) 一時保護解除後の生活場所 Q26

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護解除後の生活場所が保護前と変化したか検証した結果を図28に示した。2ヶ月超過群の方が、生活場所が変わる傾向がある。

図 28 一時保護解除後の生活場所の変化

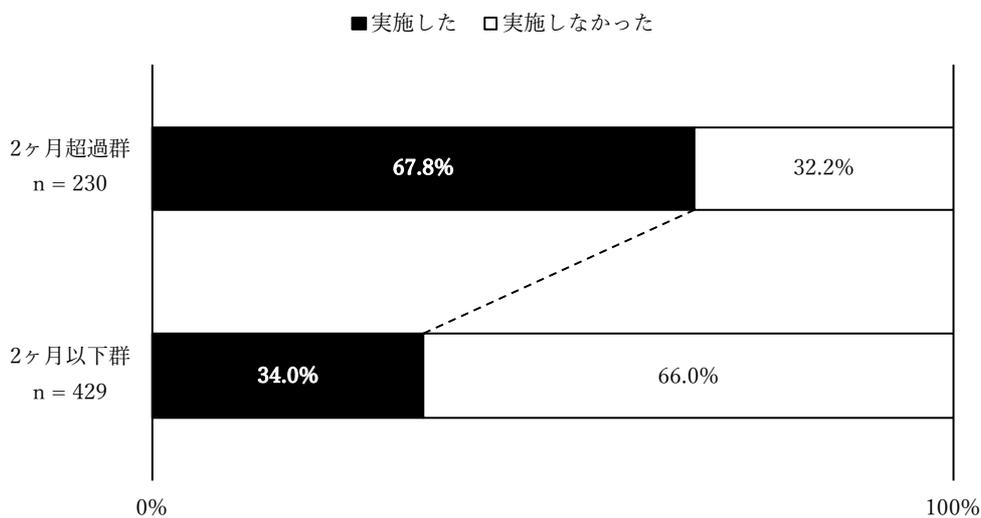


調査 3

(17) カンファレンスの実施 Q27

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群とでカンファレンスの実施の有無について偏りがあるかどうかを検証したところ有意であった(図29)。二ヶ月を超えるケースではより関係機関とのカンファレンスが実施されている。

図 29 関係機関とのカンファレンスの実施



(18) 家庭復帰に対する関係機関の理解 Q28

表 10 に関係機関の理解の状況と群のクロス表を示した。「全く理解されず」の項目は両群とも 0 であった。そこで、説明の有無による人数の偏りを検証したところ有意であった。したがって、2 ヶ月超過群は 2 ヶ月以下群と比べて説明を行なっていると言える。説明がなされた上で理解が「十分に得られた」「理解は不十分なままだった」と回答した人数の偏りを検証したところ有意傾向であった。2 ヶ月超過群の方が 2 ヶ月以下群よりも理解が不十分であるかは明らかにならなかった。二ヶ月を超えてであっても、関係機関の理解は十分得られたとする割合は 80%を超えている。二ヶ月を超えていない群で説明がなされていないのは、ケース進行上必要性が生じなかったとも理解することもできる。そう考えると、逆に、2 ヶ月超過群では関係機関の了解を得るために二ヶ月を要したとも推察される。

表 10 家庭復帰に対する関係機関の理解と群のクロス表

	2 ヶ月超過群		2 ヶ月以下群		全体	
	n	%	n	%	n	%
十分	197	87.6	353	85.1	550	85.9
不十分	22	9.8	27	6.5	49	7.7
全く理解されず	0	0.0	0	0.0	0	0.0
説明せず	3	1.3	30	7.2	33	5.2
その他	3	1.3	5	1.2	8	1.2
全体	225	100.0	415	100.0	640	100.0

(19) 里親等委託等を打診した家庭数と委託の理解を得られなかった理由 Q30-1,2

里親家庭への受け入れ打診家庭数を 0 家庭、1 家庭、2 家庭以上に分け、2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群で差があるか検証結果を図 30 に示した。両群の間に差は見られなかった。

委託の理解を得られなかった理由は、35 ケース (2 ヶ月超過群 27、2 ヶ月以下群 8) に記述が見られた (1 家庭以上打診した 78 ケースのうちの 44.9 %)。表 11 に結果を示した。表 12 には「その他」の自由記述回答を載せた。二ヶ月超えのケースでは、二ヶ月未満のケースと比較して児童の特性で里親宅への委託が困難と判断したケースが多かった。また、実子との兼ね合いで委託をあきらめたケースも 4 件あった。

図 30 里親家庭への委託打診家庭数

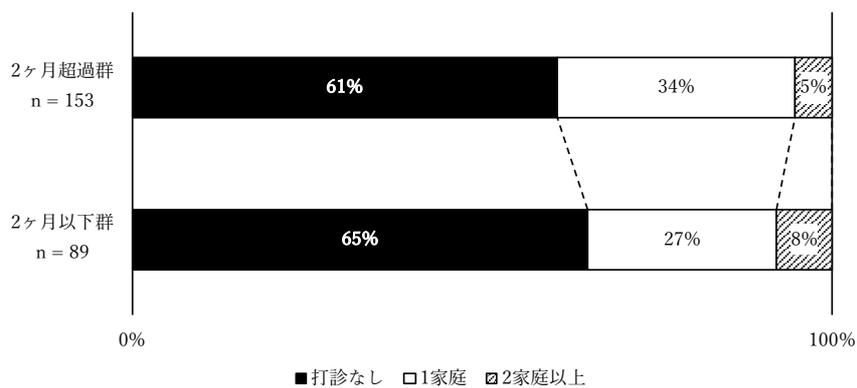


表 11 委託の理解を得られなかった理由

	2 ヶ月超過群		2 ヶ月以下群		全体	
	n	%	n	%	n	%
実子との関係で受け入れ困難	4	19.0	0	0.0	4	14.8
他の委託児童が落ち着いていないため	0	0.0	1	16.7	1	3.7
他の委託児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難	4	19.0	2	33.3	6	22.2
当該児童への対応が困難	7	33.3	2	33.3	9	33.3
学校等地域との関係で受け入れ困難	1	4.8	0	0.0	1	3.7
その他	11	52.4	3	50.0	14	51.9

表 12 委託の理解を得られなかったその他の理由

・里母が多忙な為。
・里親宅の地域が本児の生活圏と重なり、他児との交遊が心配されたため。③、⑥とも検討段階での所内意見、里親委託依頼はピンポイントで行ったため、ことわられなかった。
・里親家庭の状況により、受け入れが困難。
・里親の親族に介護の必要な方が出た。
・里親が年少児を希望していたため。
・養子縁組希望でなかったため。
・保護者が里親委託を反対したため。
・年長児の受入れ困難。
・乳児を委託できる里親が見つからなかったため。
・当該児童が入居を拒否。
・措置変更に緊急性があり里親との調整に時間を要したため。
・全て理解を得られている。
・受入日程の都合。
・高校までの通学が困難。
・近隣とのトラブルがあったため。
・委託の理解は得たが、交流の中で児童が委託を拒否した。
・きょうだいに医療行為を必要とする児童がおり、対応困難なため。

(20) 入所を打診した施設数と入所の了解を得られなかった理由 Q32-3,4

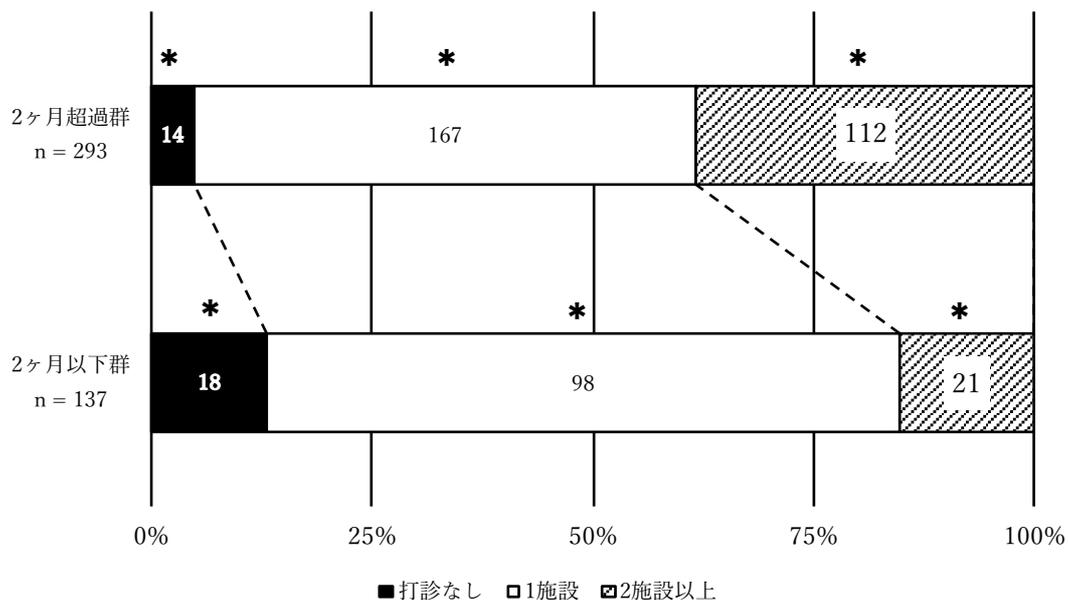
有効回答数は全体で 360 ケース (71.9%)、2 ヶ月超過群で 252 ケース (73.5%)、2 ヶ月以下群で 108 ケース (68.4%) だった。1 施設以上打診したケース数は、全体で 347 (96.4%) だった。入所を打診した施設数の分布を表 13 に示した。両群の施設数の分布に差があるかどうかを明らかにするために施設への打診数を 0 施設、1 施設、2 施設以上に分けて 2 群間に差があるか検証した結果を図 31 に示した。2 ヶ月超過群の方が、明らかに多くの施設に入所の打診をしている。2 ヶ月以下群の 80%以上が一つの施設で決定しているのとは対照的に、2 ヶ月超過群のほうでは 2 施設以上に入所交渉していた (表 11)。

入所の了解を得られなかった理由について 114 ケース (2 ヶ月超過群 97、2 ヶ月以下群 17) に記述が見られた (1 施設以上打診した 347 ケースのうちの 32.9%)。施設から了解を得られなかった理由として「入所の空きがない」という割合が両群ともに最も多かった (図 32)。

表 13 入所を打診した施設数の分布

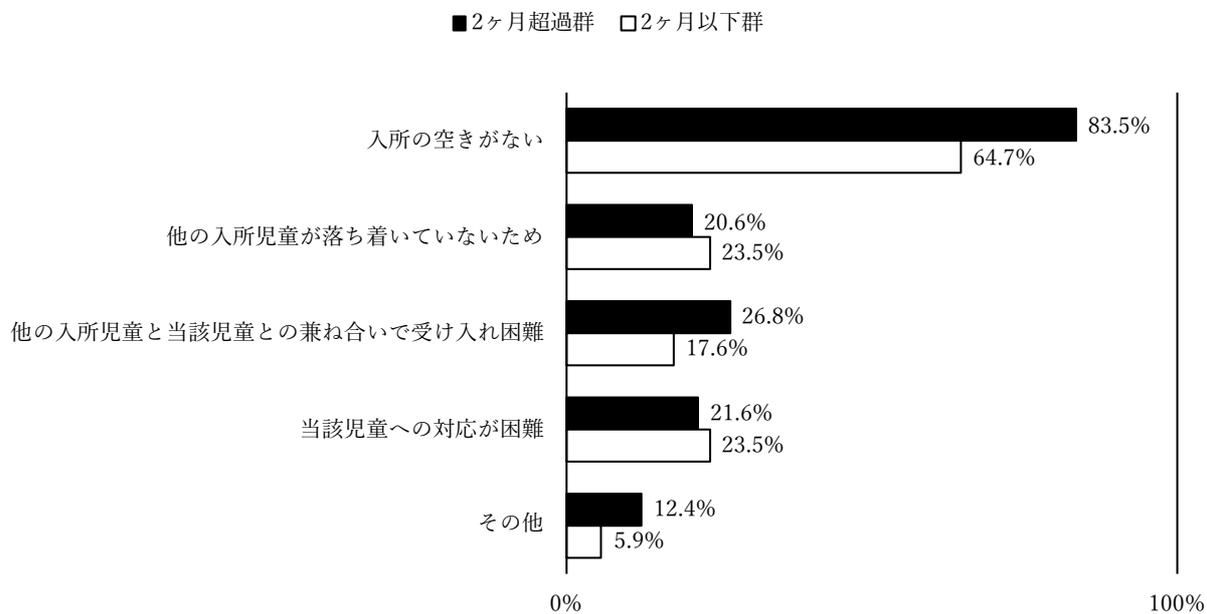
施設数	2 ヶ月超過群 N = 252		2 ヶ月以下群 N = 108		全体 N = 360	
	人数	%	人数	%	人数	%
0	8	3.2	5	4.6	13	3.6
1	147	58.3	87	80.6	234	65.0
2	36	14.3	4	3.7	40	11.1
3	20	7.9	4	3.7	24	6.7
4	6	2.4	3	2.8	9	2.5
5	12	4.8	1	0.9	13	3.6
6	6	2.4	2	1.9	8	2.2
7	3	1.2	0	0.0	3	0.8
8	2	0.8	0	0.0	2	0.6
10	4	1.6	1	0.9	5	1.4
11	2	0.8	0	0.0	2	0.6
18	0	0.0	1	0.9	1	0.3
19	1	0.4	0	0.0	1	0.3
22	1	0.4	0	0.0	1	0.3
25	1	0.4	0	0.0	1	0.3
30	1	0.4	0	0.0	1	0.3
35	1	0.4	0	0.0	1	0.3
66	1	0.4	0	0.0	1	0.3

図 31 施設入所措置を打診した施設数



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

図 32 施設入所の了解を得られなかった理由（複数回答）



(21) 児童福祉法第 28 条申立て、親権停止申立てもしくは親権喪失申立てをした事例 Q31

有効回答数は、46 件（2 ヶ月超過群 46、2 ヶ月以下群 0）であった。

① 申し立ての種類と申立てに至るまでの親権者との関係 Q31-1

今回の調査では、2 ヶ月超過群のみが家庭裁判所に申し立てをしている結果となった。46 件中 44 件は児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への施設入所の申し立てであった。残り 2 件は親権停止申し立てだった。

親権者が児相の方針に反対し、虐待事実を認めないという対立関係の比率が高かった。保護者が不服申し立てを行うなど、本来業務のケース対応のほかに、法的対応など時間を要することが推察される。表 14 に集計結果を示した。

表 14 申し立てに至るまでの親権者との関係（複数回答）

	人数	%
親権者にして施設入所等についての説明時間や機会をなかなかとれなかった	5	11
児童相談所の方針に親権者が反対した	39	87
親権者が児童福祉司からの連絡・家庭訪問を拒絶し続けた	12	27
親権者が児相の対応に不服を申し立てた	9	20
親権者が虐待の事実等を認めなかった	21	47
虐待の事実等は認めたが、施設入所（または里親等委託）には同意しなかった	12	27
その他	2	4

② 援助方針会議にて申立て決定から審判までの期間 Q31-2-4

表 15 に申立て決定から実際の申立てまでの期間の結果を示した。約 7 割のケースが二ヶ月以内に実際の申し立てを行っていた。ほとんどのケースが 3,4 カ月以内に審判が確定している。しかし、6 カ月以上かかっているケースも 5 件あった。

表 16 に実際の申立てから審判までの期間を示した。申し立ての内容と家庭裁判所の実務次第ではあるが、約 1 割は 1 か月後に、約半数は 2 から 3 か月を要していることがわかった。

表 15 援助方針会議にて申立て決定から実際の申立てまでの期間（2 ヶ月超過群のみ）

	0 か月後	1 か月後	2 ヶ月後	3 か月後	4 か月後	5 か月後	全体
人数	1	13	16	5	6	1	42
%	2.4%	31.0%	38.1%	11.9%	14.3%	2.4%	100.0%

表 16 実際の申立てから審判までの期間（2 ヶ月超過群のみ）

	1 か月後	2 ヶ月後	3 か月後	4 か月後	5 か月後	6 か月後	7 か月後	8 か月後	全体
人数	5	13	8	7	1	2	2	1	39
%	12.8	33.3	20.5	17.9	2.6	5.1	5.1	2.6	100.0

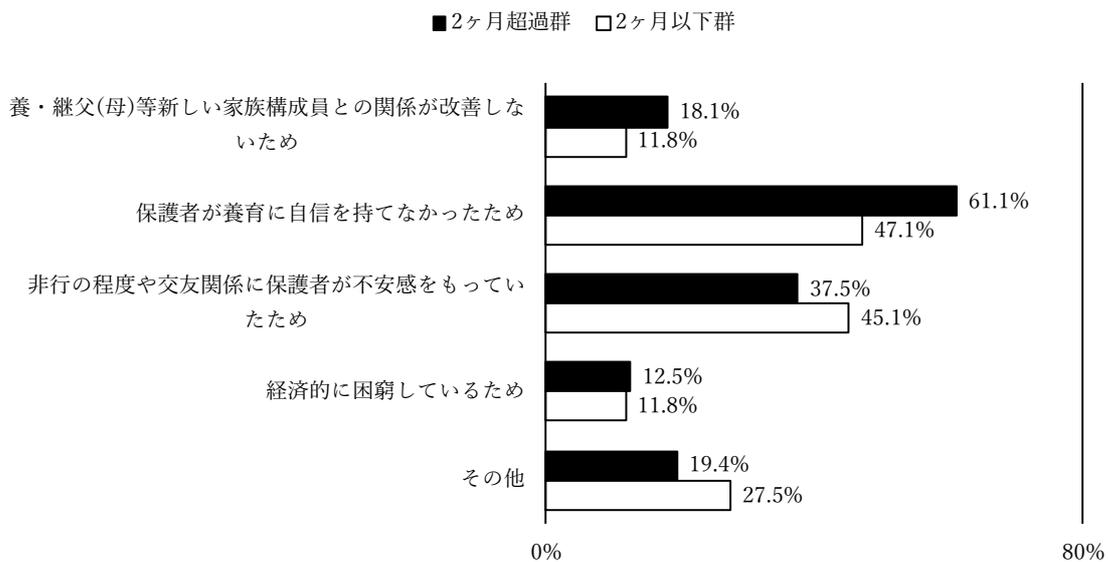
(22) 保護者が家庭復帰を拒んだ事例 Q32

有効回答数は 123 件（2ヶ月超過群 72、2ヶ月以下群 51）であった。両群ともに、「保護者が養育に自信を持てなかったため」という理由が最も高かった。1 から 17 までの選択肢のうち、重複回答しているものとして多かったのは「2. 保護者側の理由(面接等の拒否)」と「8. 施設入所に保護者の同意を得るのに時間を要した」(13 件)、「2. 保護者側の理由(面接等の拒否)」と「9. 施設入所に保護者の同意を得られなかった」(10 件)などであった（表 17・図 33）。

表 17 保護者が家庭復帰を拒んだ理由

	2ヶ月超過群 n = 72		2ヶ月以下群 n = 51		全体 n = 123	
	人数	%	人数	%	人数	%
養・継父(母)等新しい家族構成員との関係が改善しないため	13	18.1	6	11.8	19	15.4
保護者が養育に自信を持てなかったため	44	61.1	24	47.1	68	55.3
非行の程度や交友関係に保護者が不安感をもっていたため	27	37.5	23	45.1	50	40.7
経済的に困窮しているため	9	12.5	6	11.8	15	12.2
その他	14	19.4	14	27.5	28	22.8

図 33 保護者が家庭復帰を拒んだ理由（複数回答）



3.4. 入所長期化の理由についての質的分析

(1) 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由 Q24-3

Q24-2 で回答があり、児童の同意を得るのに1ヶ月以上を要した理由を群ごとにカテゴリー化した。2ヶ月超過群の結果を表18に、2ヶ月以下群の結果を表19に示した。

表 18 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由(2ヶ月超過群) n = 189

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具体的内容例
児童の事情	児童自身が施設入所拒否	5	本児が入所を拒否していたため
	児童自身が家庭復帰拒否	2	保護者への不信任
	障害等の児童の行動特性による	9	本児の愛着(障害)による問題行動を見定めることが必要であった
	入院・通院など疾病事情	6	①入院中のため ②高度な食物アレルギーがあり、専門医療機関への委託を検討していたが不調に
	転校への不安	3	施設入所にもなう転校への不安感が強かった
	家庭復帰への不安	2	保護者への不信任
	今後の進路・生活についての不安・とまどい	15	①一人で家から離れ生活することへの不安 ②本児が頻繁に意向を変えたため
保護者の事情	その他	3	①一時保護所の生活が楽しいと訴えていたため ②一時保護所(での生活)に安心感があり、場面が変わるのを嫌ったため
	保護者が施設入所拒否	5	親権者が施設入所に反対していたため方針を決定できなかった
	保護者が家庭復帰拒否	4	①(保護者が)夏休み中の家庭復帰に不安 ②家族が当面の本児引き取りに難色
	保護者の面会・面接拒否等	5	保護者が調査に応じなかった
	保護者との合意形成に時間がかかった	11	①家庭復帰にあたって父母とルールのすりあわせに時間を要した ②本児と保護者・児相の意見がなかなかあわなかった ③家庭引き取りの際に取り決める約束事を受け入れられなかったため
	保護者の傷病等	7	①母の退院までの日数が必要であったため ②保護者が入院中だったため
今後の環境調整等	保護者の生活環境調整等	13	①親族を含めた調整の可能性があった ②家族環境が二転三転した ③実母が当該児童の義兄への暴力により拘留されていた
	受け入れ施設が見つからない	6	適切な施設の空きがみつからなかった
	受け入れ施設との調整に時間	6	①受け入れ施設との調整に時間を要し、児童に伝えるまでに時間がかかった ②行先(施設)の空き状況確認に時間を要した
	家庭復帰後の社会資源探し	3	家庭復帰先での(保育所の)入園の可否があった
	生活環境の調査に時間	2	生活場所の調整に時間を要した
	警察との関係調整	6	①他のきょうだいへの傷害容疑で父が逮捕されたため ②母の薬物使用について警察の調査が継続していてその後連絡が取りづらい状況が続いた
	司法との関係調整	4	司法関係の調査等に時間を要した
仕事の進行管理	転居	1	転居するかどうかと、転居先の決定に時間がかかった
	援助方針決定までに時間がかかった	61	①所内で援助方針の決定に時間を要したため ②援助方針を決定した日が一か月以上経過していたため ③未処理として対応しており、解除後に方針が会議で決定されるため ④センターの方針がでるまで一か月かかったため
その他	担当児童福祉司の迷い	2	①迷っていた。何回か(児相の提案を)投げかけ、メリットデメリットを伝えながら一緒に考えた ②保護者と面接を行う中、迷いがあった
	その他	5	一時保護が長かったため

表 19 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由(2ヶ月以下群) n = 53

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具 体 的 内 容 例
児童の事情	児童自身が施設入所拒否	1	(はじめのうち)施設入所に抵抗感
	児童自身が家庭復帰拒否	2	家庭に戻ることを一貫して拒否
	障害等の児童の行動特性による	2	自殺願望が続き、今後の生活への展望が持てなかったため
	入院・通院など疾病事情	0	
	転校への不安	0	
	家庭復帰への不安	2	これまでも同様のことが繰り返されていたことへの抵抗感。
	今後の進路・生活についての不安・とまどい	2	本児が家に帰ることについて悩んでいた
	その他	0	
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	0	
	保護者が家庭復帰拒否	0	
	保護者の面会・面接拒否等	1	保護者との面会に拒否感があった
	保護者との合意形成に時間がかかった	3	保護者との面接日程調整が上手くいかず家庭引き取りの合意形成に時間がかかった
	保護者の傷病等	3	①母親の精神不調の入院 ②実母の精神状態不安定
	保護者の生活環境調整等	6	①父親が仕事の都合で海外出張しており初回面接に時間を要した ②生活場所についての見通しがはつきりしなかった
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	0	
	受け入れ施設との調整に時間	2	①施設との面談日程調整 ②施設を検討していたが里親に変更
	家庭復帰後の社会資源探し	2	①本人は(地元の)高校に戻って生活したいと希望していたが、高校が再度の受け入れを決定するまで時間がかかった ②高校に戻る決定をする会議を行うのに時間がかかった
	生活環境の調査に時間	3	家庭・地域での調整ができていないため
	警察との関係調整	0	
	司法との関係調整	0	
	転居	0	
	仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	23
担当児童福祉司の迷い		1	援助方針の方向性が定まらなかった
その他	その他	0	

- ・Q24は「児童の同意を得る」際の理由について記述する問であったが、次のQ25にある保護者理由についての記載も多く(2ヶ月超過群=25件/2ヶ月以下群=13件)見受けられた。
 - ・二カ月超えのケースのほうが児童と保護者の説得、そして地域環境との調整事務に時間を要していることが、明らかとなった。
 - ・二カ月超え・二カ月未満いずれの場合も、「仕事の進行管理」というカテゴリーに属する回答割合が最も多かった。この内容の詳細・精査はこの問からは困難であった。
- 「児童福祉司の迷い」の回答数はそれぞれ1,2件であった。

(2) 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由 Q25-3

Q25-2 で回答があり、保護者の同意を得るのに1ヶ月以上を要した理由として掲げられた自由記述を群ごとにカテゴリー化した。2ヶ月超過群の結果を表20に、2ヶ月以下群の結果を表21に示した。

表 20 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由 (2ヶ月超過群) n = 222

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具体的内容例
児童の事情	児童の立場を児相が尊重	7	①児童自身が自分の気持ちを整理するための時間を設けた。 ②本児が自宅を離れることに躊躇を示したため ③母は本児と直接会って、本人の気持ちを確認したいと欲していたが、本児が母と合うことを拒否していたため時間を要した。
	入院・通院など健康事情	8	①入院治療に時間を要した ②本児の健康面でのアセスメントに時間を要した ③児童の身体の回復を待ち、調査を行っていたため
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	16	一時保護は同意しても施設入所はさせたくないと同辞
	保護者が家庭復帰拒否	1	家庭内での本児の暴力行為に困り感があり家庭引き取りに消極的
	保護者の面会・面接拒否等	13	①保護者のかたくなな拒否 ②一時保護以降、母と連絡とれず
	保護者との合意形成に時間がかかった	46	①児童相談所への不信任感 ②父母が虐待を認めず ③近所の人や学校にどう説明したらいいかわからないといわれた ④保護者が一時保護の継続(のみを)希望したため ⑤家庭引き取りにあたり強い不安が(保護者に)あったため
	保護者の傷病等	16	①保護者が入院中で面会できなかつたため/面会制限があつた ②保護者が精神的に極めて不安定で、面会・意向確認に時間を要した
	保護者の生活環境調整等	17	①実父が長距離(トラック)運転手であつたため面談回数が少なかつた ②DVを母が父から受けており、父母ともに居所が不明となる時期があつたため ③一時保護中に祖父母と(本児が)養子縁組し、親権者変更があつたため
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	6	措置先が見つからなかつた
	受け入れ施設との調整に時間	3	委託を前提に里親交流をしていたが、方針を決定した後に家庭状況・意向がかわってしまった
	家庭復帰後の社会資源探し	2	家庭復帰先での(保育所)に有園の可否があつたため
	生活環境の調査に時間	2	家庭復帰先での環境調整が必要だつたため
	警察との関係調整	10	①一時保護後、警察署の取り調べが終わるのに1か月要した。 ②警察の捜査機関の関係 ③検察の調査に協力 ④司法関係の調査に時間を要したため
	司法との関係調整	1	家裁送致ケースだつたため
	転居	4	①母の県外への転居のため ②母がDV被害で他県へ転居 ③父が転居を繰り返し、面会が困難だつたため
仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	60	①援助方針の決定に時間を要した ②アセスメントに要する時間が当該期間必要だつた ③児相内で援助方針を決定するまでも時間があつた ④保護1か月以内に方針を決定することは困難
	担当児童福祉司の迷い	5	①母子交流の様子を見て伝えるつもりだつた。伝えるタイミングが遅くなつた ②迷っていた。最終的には子どもの意向に沿う形で同意。 ③親権争いの中、父母どちらを窓口にやりとりをしていけばよいかに時間
その他	その他	6	もともと家庭引き取りで考えていたから

調査 3

表 21 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由（2ヶ月以下群） n = 52

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具 体 的 内 容 例
児童の事情	児童の立場を児相が尊重	2	本児との面接で問題・課題を整理するため時間を要したため
	入院・通院など健康事情	1	医療機関へ一時保護委託を経て医師の所見を得る必要があったため
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	1	心理治療施設入所の方針の同意が得られず
	保護者が家庭復帰拒否	0	
	保護者の面会・面接拒否等	2	母と連絡がとれず意向確認ができず。
	保護者との合意形成に時間がかかった	10	①保護者との面会日程調整が上手くいかず、家庭引き取りの合意形成に時間がかかった。 ②保護者の方針と児相の方針のおりあいが見つかなかった ③保護者側の児相による施設入所方針提示への決心に時間がかかった
	保護者の傷病等	3	母親の精神不調の入院が当初の見込みより長期化したため
	保護者の生活環境調整等	5	①養父との離婚、別居に手続き等に時間がかかった ②保護者が拘留されていた
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	0	
	受け入れ施設との調整に時間	0	
	家庭復帰後の社会資源探し	0	
	生活環境の調査に時間	2	家庭での養育が本当に困難なのか、調査や関係調整に時間を要したため
	警察との関係調整	0	
	司法との関係調整	0	
	転居	1	母の転居による環境調整
仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	22	①児相の援助方針決定までに2カ月を要したため ②プログラムの実施とその評価を踏まえて援助方針会議に提案したため ③援助方針が決定するまでに時間がかかったため
	担当児童福祉司の迷い	1	援助方針の方向性が定まらなかったため
その他	その他	1	施設入所の方針だったため

- ・この項目でも、両群で「仕事の進行管理」のカテゴリーに属する回答が多かった(3.4.(1)の結果参照)。
- ・2ヶ月超過群において「保護者の事情」「今後の環境調整等」のカテゴリーに生成されたラベル数が多かった。
- ・結果には表記できなかったが、家庭復帰や家族再統合に用いる社会資源として、保育所や学校は重要な位置づけであり、こうした関係機関の協力が円滑に得られていないとする回答があった。

(3) ニヶ月を超えた理由 Q33-1,2

Q33-1 で選択率が 20%を超えていたのは「4. 援助方針の決定に時間を要した」、「5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」であった (図 34)。1つのみ選択された場合もこの2つが多かった (図 35)。複数回答されていた場合では、「2. 保護者側の理由から面接の設定に時間を要した」と「5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」を含んだ回答が多かった (図 36)。

図 34 2ヶ月を超えた理由 (複数回答全て含む)

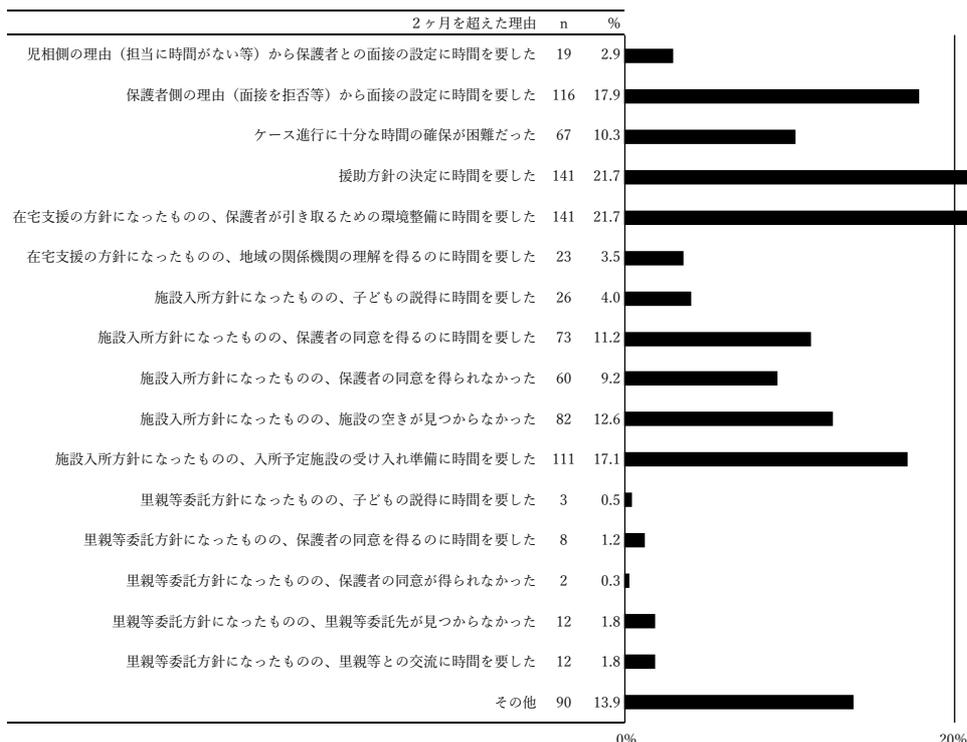


図 35 2ヶ月を超えた理由 (1つのみ選択回答)

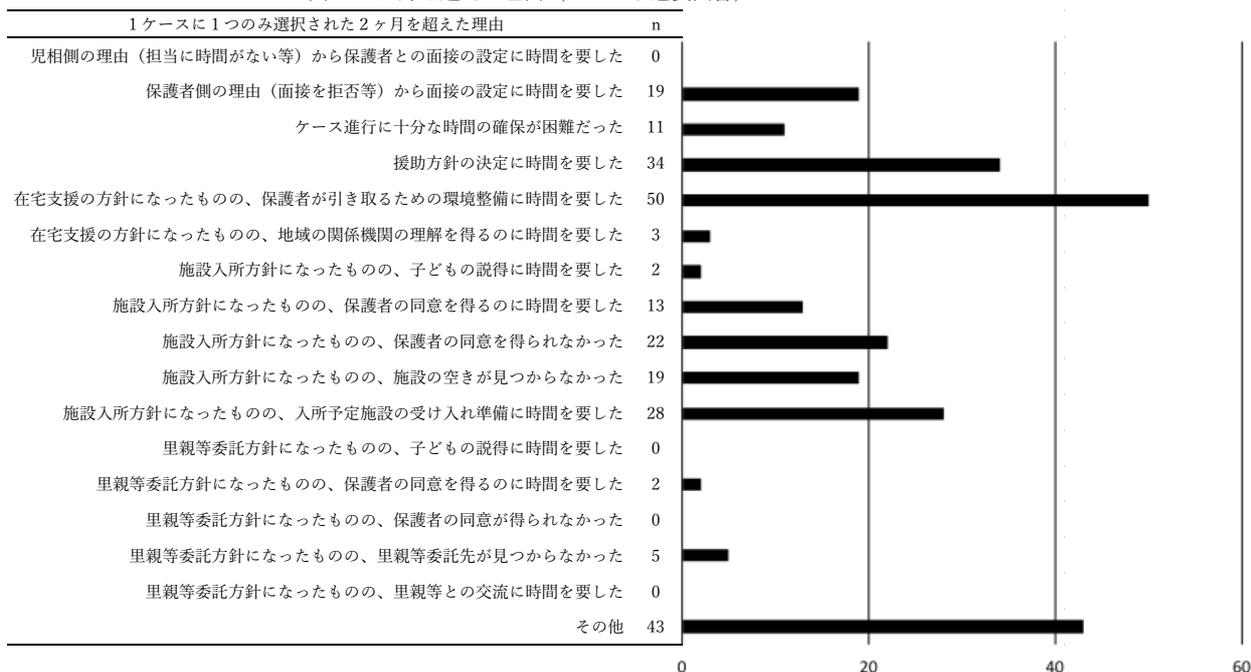
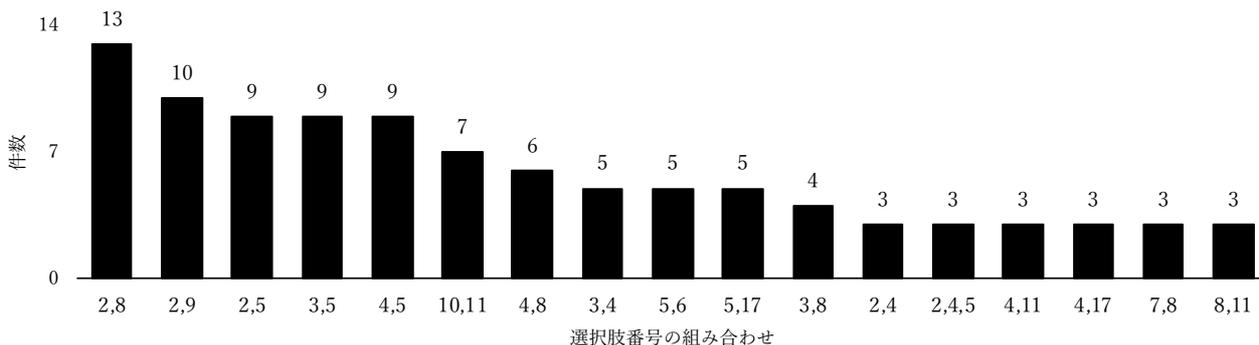


図 36 複数回答された選択肢の組み合わせ別件数（3件以上回答された組合せ）



以上の結果をもとに記載された各意見について質的分析を行った。分析は選択肢単位で実施した。以下には、単一選択で 20 件以上の選択があった選択肢に対して分析した結果を表 22～26 に示す。

表 22 Q33-2 選択肢「4. 援助方針の決定に時間を要した」の二ヶ月超え具体的事由 n = 34

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
児童本人の特性	障害・疾病等のため	4	保護者から施設に有所の同意はとれていたが児童が通院中だった
	健康管理	2	体重不良の精査・改善のため入院を要し、その経過観察のため
児童の意向確認	意向確認に時間がかかった	1	児童本人が今後の身の振り方を考えることができず、気持ちの安定に時間がかかった
保護者の同意形成	保護者の意向確認	4	別居中の父が一時保護の同意を翻すなどがあったため
転居	県外への転居	1	継父との離婚や県外への転居など保護者の考えが二転三転していた
施設・里親等の受け入れ事情	受け入れ施設がみつからず	2	本人が希望する施設では、対応が困難であったりしたため
地域の社会資源	家庭復帰先の保育所入園	2	家庭復帰先の入園の可否を待っていたため
方針決定までの調査	社会調査に時間がかかった	3	里親委託か施設かの協議に時間がかかった
	家族間調整に時間がかかった	7	家庭内の問題把握に時間がかかった
地域関係機関との調整	警察	3	性的虐待の立件調査のため
	家庭裁判所	1	父の行為に対する裁判確定までに時間がかかったため
	地域の支援の可否	1	保護者に地域の支援を導入できるかを見極めるため
	生活保護申請	1	生活保護申請のための市と母の相談が長期化したため
	地域での施設・学校の受け入れ拒否	1	障害施設・特別支援学校を利用しての家庭復帰が他の児童の安全のために理由として拒否されたため
	他自治体への養子縁組	1	他県里親に養子縁組の適合性の判断に時間がかかったため

《考察》

Q24-3 と Q25-3 で最も回答として多かった「仕事の進行管理」についての詳細内容の一端が選択肢 4 の回答の中から読み取れる部分がある。援助方針を決定していく過程で、家族関係の調査に苦慮している回答が 7 件あった。回答の中には親権争いに決着がつかないことや、頼れる親族がいるのか、など不安定な家庭環境の調査に時間を要している理由が多かった。

他機関との調整では、所管警察署や家庭裁判所の動向を見ながらケースワークを進める必要があり、方針決定まで時間がかかったと回答があった。また、家庭復帰にあたって地域の保育所の受け入れ可否が出ないことと回答しているケースもあった。

その他として他自治体との養子縁組成立に向けた動きに時間を要しているケースが一件あった。養子縁組は同一都道府県内だけで行われているものではなく、家庭養護推進の今、特に今後の民間事業者と児相の連携・協働の在り方を検討する時期に来ていることを示唆した回答であった。

表 23 Q33-2 選択肢「5. 保護者の環境整備」の二ヶ月超え具体的事由 n = 53

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
保護者への方針説明の難航等	児童の障害等を保護者が受容できず	1	発達障害の支援につながることをかたくなに実母が拒否
	児相の方針と折り合いがつかず	5	里親委託の方針で進めていたが児童・保護者ともに家庭復帰を希望
保護者の生活状況	保護者の健康事情	12	①母出産。②母うつ病で長期入院。
	保護者の転居等	11	①他都市への転居。②国外に居住する保護者状での受け入れに時間がかかった。
家庭環境調整	離婚・親権争い	4	一時保護中に父母が離婚訴訟に発展。本児童の親権についても争われた。
	不安定な家庭状況の改善・調査に時間	12	本児の家庭引き取り後の(非行の)再犯を保護者が強く心配
	保護者勾留	1	父拘留中だったため
関係機関調整	警察・司法	2	内縁関係の男性からの虐待について、警察側の事情で〔児童を〕留め置く事情があったため
施設側の事情	施設の入所調整	1	母子生活支援施設の入所に時間がかかったため
その他	民間養子縁組の不調	1	養子縁組交流が進む中で、養親候補から養子候補の養育困難の申し立てあり。
	その他	3	戸籍の作成、保険証の作成等を保護者に指導する方針だったため

《考察》

最も選択が多かった項目である。この選択肢では、保護者の生活状況が安定していないため、児相の方針決定に影響を及ぼしている結果が生成された。保護者がうつ病や統合失調症で長期の入院となったケースや、出産後の体調回復を待たねばならない事情が多かった。

保護者の県外転居やDV母子分離後の住居が定まらないことを理由に挙げるケースも11件と多かった。

家庭環境の調整・整備に時間を要するケースも多かった。虐待者を家庭から分離させることや、非行児を家庭復帰させることに保護者が難色を示しているために一時保護が長期化したケースもあった。内縁関係の男性が虐待で警察署に拘留された後、警察署の対応との兼ね合いでケースワークが長引いていると回答したケースもあった。

表 24 Q33-2 選択肢「9. 施設入所に保護者の同意得られず」の二ヶ月超え具体的事由 n = 22

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
児相の援助方針への説得に苦慮	面会等に消極的・拒否的	4	保護者が児相からの連絡に応答しない
	連絡がとりづらかったため	3	保護者の仕事などの都合と合わず、二カ月を超えてしまった
	虐待の事実等の否定	3	保護者が虐待の事実を否定していた
家庭環境調整	母の傷病・出産等のため	2	実母の出産・中絶
	DVからの母の離婚へのためらい等	3	実母が性的加害を行った継父との別離を決断できず速やかな家庭引き取りができなかった
	保護者の拘留	1	母の長期拘留のため時間がかかった
転居	保護者の転居のため	2	保護者が転居を繰り返し、面接の設定に時間を要した
経済事情	救貧	1	措置入所に係る保護者負担金支払いが困難であったため

《考察》

保護者の同意が得られない理由には、面会等に消極的・拒否的という保護者側の意図が反映されたものだけでなく、傷病・出産等といった保護者が入所についての判断ができない状況等も含まれており、一括りにはできない。

表 25 Q33-2 選択肢「11. 施設入所の施設側の事由による」の二ヶ月超え具体的事由 n = 28

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
施設側の事情	希望する施設の定員に空きなし	6	①入所予定施設の退所ケースがでないと部屋が空かなかった。 ②入所に空きがなく検討期間が長期にわたった。
	施設側の都合・入所方針	9	①受け入れ施設の行事予定の関係で受け入れが先延ばしとなった。 ②(施設側の)月初めでの措置入所希望のため。
	施設に入所中の児童との兼ね合い	6	①入所予定施設に不適応児童があり、その児童の対応を理由に入所が制限。 ②他児相から入所した児童があり、一定期間を開けてからでないと入所はできないといわれた。
児相側の事務手続きに時間	家裁の審判を入所の動機付けに	1	児童自立支援施設への入所の動機付けのため家裁の判断を仰ぐ必要があった
	各関係機関との調整に時間	5	方針も施設も決まっていたが、受け入れのカンファ、見学、面接に時間を要した
他機関関係	警察・司法	1	志保江関係の操作等に時間を要したため

《考察》

希望する施設に空きがない、という理由の他、施設側からどのような理由で受け入れの連絡を受けているかについての詳細である。その中でも、施設側の都合や入所にあたっての方針を理由として一時保護の期間が長引いているケースが 15 件あった。受け入れ施設内の同室に施設不調児童が今いるなど、施設としても苦しい事情の中で一時保護が長期化している事情が明らかとなっている。一方では、児相側の方針は決定しているのだが、施設側の会議日程や見学日程等の調整に時間を要しているケースもあった。

表 26 Q33-2 選択肢「17. その他」の二ヶ月超え具体的事由 n = 43

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
健康・疾病によるもの	児童側	7	医療機関での入院に2カ月を要したため
	保護者側	6	実母が精神不安定で医療保護入院となったため
施設・里親等の受け入れ事情	受け入れ先探しに児相が苦慮	1	施設・里親ともに児童の受け入れ先として適当な場所がなかった
	施設側の受け入れ事情	1	他の入所児童との兼ね合い(人間関係等)の調整がつかなかった
	里親側の受け入れ事情	2	措置予定の里親が体調不良になったため
	施設不調後の対応のいきづまり	2	当初は一時保護後、施設への復帰方針も、児童の非行行動悪化により断念
	本人の特性(障害等)	1	障害等により施設(一時保護委託)先が限定されていたため
児相の援助方針への説得に苦慮	保護者	3	当初の方針に保護者の気持ちが途中で変わってしまったため
	児童本人	4	家庭復帰の方針を児童が拒否したため
地域関係機関との調整	警察	3	警察の捜査に対する見通しが得られなかった。捜査協力に時間を要した。
	家庭裁判所	4	家裁の調査官調査時に父母の主張が全く異なり長期化
家庭事情	地域側からの受け入れ拒否	1	里親委託の交流が進んだ中で、里親沢の地域が受け入れに難色
	転居	2	加害者との分離による県外転居を進めていたため。
その他	親族を含めた受け入れ体制	2	親族里親の援助方針に沿い、研修を受講してもらった必要があったため
	児童の行方不明	1	当該児童が行方不明になってしまった
	その他	3	援助方針は早く決定していたが、夏休み明けの家庭復帰方針だったため。

《考察》

選択肢 5 に続いて回答の多かったのが「その他」項目である。

結果は、上記のように択 1～16 までの選択肢に類似するものもあるが(たとえば児童や保護者の児相の方針への拒否等)、特に 1 から 16 までの選択肢では含有できない内容についていくつか簡潔に記載しておきたい。

まず、児童と保護者の健康・疾病を理由とする回答が 13 件あった。保護者の健康・疾病 6 ケースの中では入院中がもっとも多かった。これを明らかに退院後、児童が家庭復帰をするための条件整備の一つとしているケースが 4 ケースあったが、予定していたよりも長期の入院が必要となり、その時点で施設入所を検討はじめていたため一時保護が長期化する結果となっていた。児童側の健康・疾病は 7 ケース。一時保護中に発熱してしまったケースや、家庭復帰した後も希死念慮の懸念が消えず、病院側のベッドの空き状況も見ながらケースワークをすすめるを得ないケースもあった。担当児童福祉司による精神疾患や疾病による入退院の見極めも視野に入れたケースワークの困難性がここでも明らかとなっており、医療優先か福祉対応か、一時保護期間中の所内でのスーパーバイズ体制の重要性を示唆している回答であった。

里親委託の方針が決定していたが里親が体調不良となってしまう、その感に児童自身が不適切な行動を行い病院に入院となったため援助方針の変更となったケースがあった。

施設不調により一時保護した後、同施設に復帰した後、すぐに無断外泊・飲酒をして警察に保護され、あらためて児童の対応を一から検討するために一時保護が長期化しているケースもあった。こうした施設・里親の受け入れ不調等のケースが 7 件あった。

順調に里親交流を進めていた過程で、里親が生活している地域から児童の受け入れに反対が起こって苦慮したケースがあった。このケースの場合は同時に親族からの引き取りの意向が出されたため、改めての親族交流開始などに手間取り、一時保護が長期化していた。一方では、親族里親を条件として一時保護を解除する予定だったケースが親族里親になるための研修を受講して登録が完了するのを待つために一時保護が長期化したと回答したケースもあった。その他、転居等に伴う一時保護の長期化も 2 件あった。

4. 考察

4.1. 全国の長期化の現状

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に、アンケート調査の回答のあった全国の児童相談所 200 箇所における一時保護解除件数は 12400 件で、そのうちの 1 割強に当たる 1652 件が二ヶ月を超えていた。児相単位で見ると平均解除件数は 60.2 件、二ヶ月を超えた解除件数は 8.3 件であった。

4.2. 一時保護の長期化と育児を不利にする要因との関係―群間比較からの考察―

本調査は、一時保護された事例の中で二ヶ月を超えた 2 ヶ月超過群と、2 ヶ月以内の本来の保護期間の 2 ヶ月以下群を比較することで長期間に保護されることに影響する要因（一時保護時の親子・家庭の状況）を明らかにすることを目的として実施された。結果的に、一時保護期間が長期化するケースには、育児を不利にする複数の要因が関係していることが明らかとなった。

(1) 2 群における事例の特徴の比較

本調査で尋ねた要因というのは、個人の疾病や障害、家族の孤立といった育児を不利にする要因であり、社会からの支援が必要となる。以下、本調査で明らかとなった育児を不利にする要因と二ヶ月を超える一時保護期間との関係から考察する。

虐待は、虐待行為そのものが子どもに被害を与えるとともに、虐待行為が生じる家庭状況は、子どもの発達保障や子育て困難に対する問題解決といった機能が低下した状態にあると考えられる。検証の結果、一時保護時の相談理由では、女兒において「養護相談（虐待相談）」と関係があり、保護者の行為では、「ネグレクト」や女兒における「性的虐待」が関係している。

子どもの疾患や障害は、子育て困難と関係することが知られている。疾患や障害があることがそのまま子育て困難と結びつくわけではないが、リスク要因となる。検証の結果、二ヶ月を超えるケースでは「未熟児、低出生体重児」等いくつかの疾患・障害の状態は関係が見られている。そして、一時保護委託先が「医療機関」である場合が関連している。さらに、一時保護解除後の援助方針としては施設入所措置がとられている。保護者や家庭の状況はどうであろうか。養育者自身に疾患等があるということと子育てが不適切であるということは直接結びつかない。しかし、子育てを適切に行いたいと願う気持ちはあっても養育が十分にできなくなることがある。そうした場合、他の家族や親類、友人や近隣との付き合いといった公的ではないソーシャルサポートによって支えられることが多いが、そうしたサポートの欠如は、子育てにおけるリスクを高める。検証の結果、主たる養育者に「統合失調症やその疑い」があることや女兒において主たる養育者に「感情障害・うつ症状またはその疑い」があることが関係していた。また、一時保護開始時の家族の状況は、「狭いまたは劣悪な住居環境」・「親族・近隣・友人等からの孤立」といった複数の状況と関係が見られ、子育て困難のリスク要因との関係が強いと推察される。

このように、検証の結果は、二ヶ月超過が子育ての様々なリスク要因と正の関係にあることを示しており、調査対象とした一時保護期間が二ヶ月を超えるケースというのは、家庭状況も含めて不適切な子育てとなるリスクの高い困難ケース、社会支援の要求度が高いケースであるといえそうである。また、要因の性質としては、

児童側の要因、養育者の要因、環境との相互作用と多岐に渡っている。子どもや家族にとって、リスクが高いことや社会支援の要求度が高いということは、より質的に高く量的に多い支援が必要であることを意味する。しかし、こうした多様なリスク要因に対処しながら、子どもたちの利益が最善となるよう家庭を調整し、生活場所を確保し、生活支援を整えていくことは、容易ではないだろう。

(2) 2群における一時保護所に入った後の対応の比較

ケース進行には様々な経過があるが、二ヶ月を超える際には、どこで滞るのであろうか。今回の調査では、①一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの期間、②児童福祉司もしくは児童相談所職員と保護者もしくは児童との初回面接までの期間、③保護者と児童の同意の取得、そして④援助方針の決定の時点を取り上げ、ケース進行の指標とした。また、補足情報として児童および保護者の同意の有無と二ヶ月超過との関係および面接回数を調べた。

検証の結果から考察する。まず保護者の同意の有無は二ヶ月超過と関連していたが、児童の同意の有無は関係なかった。そのため、③は保護者の同意取得を指標とした。①および②、つまりケースワークの初動は長期化の有無とは関係が見られなかった。差が見られたのは、③と④の指標であった。④の援助方針の決定については、図 24 に示したように少なくとも (a) 比較的早い時期に援助方針が決まりながらも二ヶ月超過するケースと (b) 援助方針の決定に二ヶ月以上を要するケースとが見られている。この2パターンにおいては、ケース進行における援助方針の決定の意味が異なると考えられる。こうしたことから、④援助方針の決定という指標は、複数の意味合いを持ち、ケース進行のタイムラインを考えたときにもケースによって位置づけが異なることから指標としてそのまま使用することは適切ではないと考えられた。次に③についてであるが、補足情報である保護者との面接回数は、2ヶ月超過群の方が明らかに多く行われていた。このことから、少なくとも保護者との接触そのものが行われていなかったために同意が得られなかったわけではないと推察される。結果的には、今回の調査においては、保護者の同意を得ることがケース進行の進度を左右する要因の一つとして考えられた。また面接そのものは通常以上に実施されていることも明らかとなり、解決のためには頻度以外の要因についての調査が必要である。

本調査ではケース進行の停滞を招くポイントを明らかにしようとした調査は計画されたが、ケース進行には異なるパターンがあることが推察された。今後の調査ではケース進行パターンを分けることのできる調査計画やそれに基づく分析が有効かもしれない。

(3) 2群における一時保護解除後の生活場所をめぐるケース進行の状況

一時保護解除後の生活場所は、その後の子どもたちの適応や発達保障をする上で重要である。選択肢があることは、多様な状態像を示す子どもや家庭へのより適切な支援へとつながる。本調査では、そうした解除後の生活場所へとつなぐケースワークの一端について明らかにしようとした。

一時保護解除後の生活場所として、今回は同一か否かについて検証した。同じである場合には、保護理由を解消するためのケースワークが必要であり、異なる場合にはその子どもや家族の状況に適した生活場所となる社会資源の選択が必要といったように、ケースワークのあり方が異なってくると考えられたからである。結果

としては、2ヶ月超過群では2ヶ月以下群と比べて生活場所を変えるケースの割合が多いことが明らかとなった。2ヶ月超過群のケースワークに要する期間がより短くなるためには、生活場所となる社会資源が必要である。(A)で明らかとなったように、2ヶ月超過群は育児のリスクが高い。生活場所となる場ではそうした状態に対して支援が可能となる必要がある。

次に生活場所となる社会資源である里親と施設の活用状況について、里親家庭の委託を打診した数と施設入所を打診した数を2ヶ月超過群と2ヶ月以下群間で比較して検討する。先に施設入所の打診数から検討する。3.3-(8)で一時保護解除後の援助方針として、2ヶ月超過群では施設入所措置の割合が高いことが示されている。施設入所の打診では、少なくとも10回以上の打診が複数ケースに見られている。また、里親と同様に0回、1回、複数回で分けて比較したところ打診回数は2ヶ月超過群の方が多かった。2ヶ月超過群では、施設入所措置が多く、かつ、入所のための施設を探すために2ヶ月以下群より多くの時間を要している実態が明らかになった。一方の里親家庭への打診では、5回が最大であり、0回、1回、複数回で分けて比較したが差はなかった。施設と比較したとき、里親が選択されないと言えるだろうか。もし里親が適切であると判断されているならば、施設と同様の打診回数のあるケースがあってもおかしくない。しかし、施設と比べて最大回数が少なく頭打ちであるように見える。ところで施設と比べて里親を社会的養育の資源として積極的に活用を始めてからまだ日は浅く、委託児童数も5190人（福祉行政報告例平成29年3月現在）と施設種別の1つである児童養護施設の17137人（同）と比べても少ない。こうした事実も合わせて考えるならば、今回群間で差が生じなかったのは、里親を活用していないのではなく、活用するだけの十分な数がない、体制そのものがまだ未成熟の段階にあると考える方が妥当ではないだろうか。

最後に家庭復帰したケースについて検討する。関係機関との連携状況を検討した。里親や施設のように生活場所を探すことはないため、地域への説明・調整の回数に着目した。検証の結果、2ヶ月超過群ではカンファレンスの開催そのものが多く、また回数もより多く行われていた。内容としても、関係機関にケースのことを説明することが多く、ケースワークとして多くの時間を要していることが明らかとなった。

4.3. 児童福祉司の視点から見た長期化の理由の検討—自由記述回答の質的分析からの考察—

質的分析の考察は、3.4.で行っているため、ここではそのポイントを抜粋して述べるに止める。

本調査では、2つの質的分析を行っている。一つは、①児童および保護者の同意を得るのに1ヶ月以上を要したカテゴリー分類し、2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の違いを検証したものである。もう一つは、②一時保護期間が二ヶ月を超えた理由をカテゴリー分類して検証したもので、2ヶ月超過群のみで行っている。いずれも、ケースを担当した児童福祉司による回答をまとめている。

②においては、次の内容に関する記述が多く挙げられた。援助方針の決定までの時間、保護者の環境整備にかかる時間、施設入所に保護者の同意を得るための時間、入所予定施設側の事情によって必要となる時間の4つである。これに①で着目している、同意を得るための時間を加えて、大きく5つのポイントが一時保護期間の長期化に関与していると考えられている。

さらに特徴を分析したところ、2ヶ月超過群では、施設入所等の生活場所の変化に纏わる理由が多く挙げられていた。児童が今後の進路・生活についての不安・戸惑いを感じていること、転校、保護者が施設入所を拒

否していることといったことである。また、児童の疾患や障害に関連した理由も多く見られ、児童の入院・通院等の加療に時間を要している状況がある。また、保護者の面会・面接拒否等が、2ヶ月超過群では多く見られており、一時保護期間の長期化に影響すると考えられている。

4.4. 総合考察

本調査における検証の結果、二ヶ月を超える長期化には児童や養育者の特徴や対応プロセスの違いなどが複雑に関係していることが明らかになった。長期化する場合には、虐待状況（ネグレクトや性虐待等の割合が多く、虐待相談をしている）、子どもや親に心身の問題がある、深刻な家族状況（不安定な就労、ステップファミリー、社会的孤立、悪い住環境、頻回な転居、他のきょうだいの虐待被害、家族に精神障害や自殺行動のある人がいる）など子育てに不利な状況を生じていた。保護の開始や対応でも保護者の同意が難しいことが多く、そうしたプロセスも影響して、長期化してしまうことが示唆された。子どものリスク要因の解決をはかり、安全を確実にすることは、決定プロセスを丁寧に行うという意味では、慎重な判断をすることに意味があり、長期することがすべて問題とは言えないと思われた。その一方で一時保護は本来の安定した生活環境ではないので、一時保護所から次につなぐ環境へのつながりを行うソーシャルワークの機能を強化すること、時間のかかるリスク要因の改善をはかる長期プランと、とりあえず少しでもよい生活環境を提供する短期プランについて早期にバランスよく判断できるような仕組みが必要であると思われた。

4.5. まとめ

本調査からは、まず一時保護期間が二ヶ月を超過するケースは、育児に不利な要素をもつ困難ケースであることが明らかとなった。次に、ケース進行管理において、援助方針に対する保護者の同意が影響を与えていることが明確となった。最後に、二ヶ月を超過するケースでは生活場所の変更が必要なことも多く、施設入所など保護前と生活場所を変えることに関連する要因が長期化に影響を与えていた。